

宇治市男女共同参画計画
第 5 次 U J I あさぎりプラン
最終案

2021 年（令和 3 年）1 月
宇治市

目 次

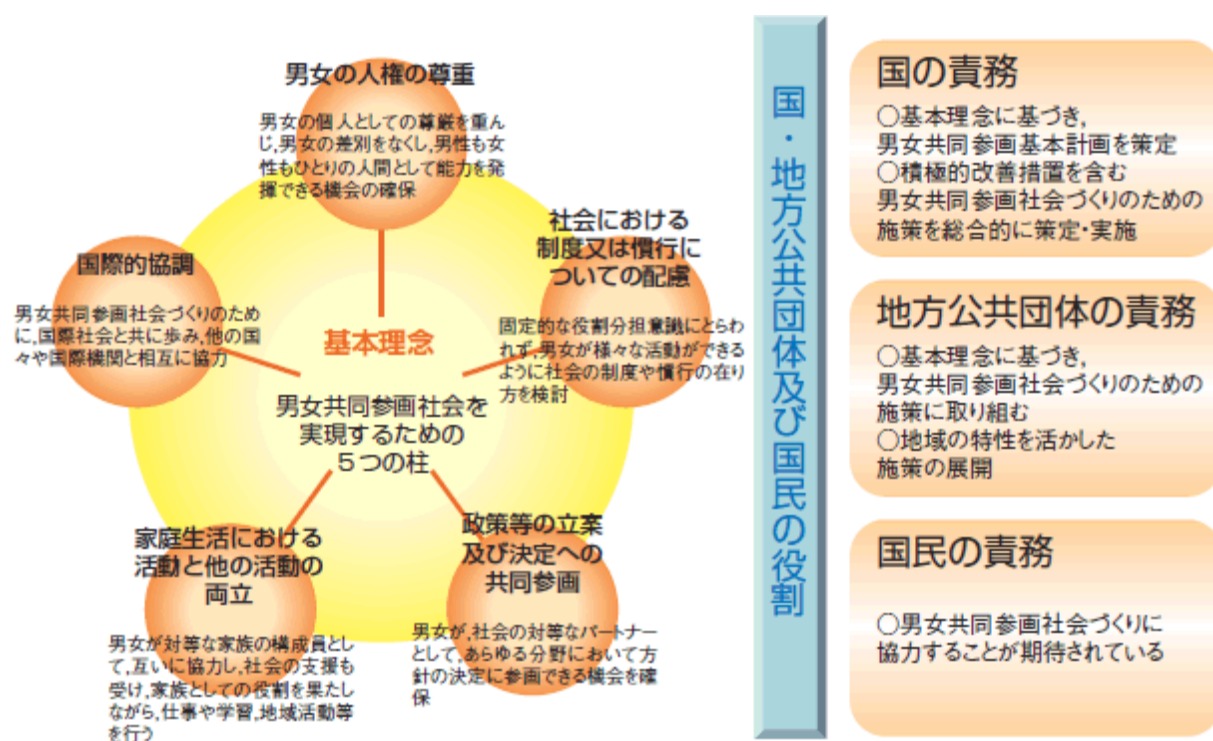
第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定経過	4
5. 計画の目標.....	5
6. 第4次U J I あさぎりプランの取組と成果.....	7
7. 本市における男女共同参画の現状	13
第2章 計画の内容	19
1. 計画の体系.....	19
2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む重点課題.....	20
基本方向1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透	22
基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進.....	29
基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現	37
基本方向4 安全・安心な暮らしの実現.....	44
基本方向5 協働による男女生き生きまちづくりの推進	52
第3章 計画の推進	55
1. 計画の推進体制	55
2. 計画の進行管理・評価・公表.....	56
3. 市民等との連携・協働の推進.....	56
4. 計画の推進にかかる目標値	57

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法（平成11年公布・施行）では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。国は、同法に基づく男女共同参画基本計画を5年ごとに策定し、経済社会情勢の変化等に対応した重点分野を設定し、具体的施策と成果目標を定めています。

男女共同参画社会基本法の概要



内閣府男女共同参画局ホームページより

少子高齢化の進む我が国において、社会の持続的な発展のためには、女性が活躍できる社会づくりが最重要課題のひとつであるとして、2014年（平成26年）には、首相官邸内に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、2015年（平成27年）から毎年「女性活躍加速のための重点方針」を定めています。

国連サミットにおいては、2015年9月に、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標である「持続可能な開発目標」¹（SDGs¹）が採択され、「誰一

¹ SDGs：「Sustainable Development Goals」の略です。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

人取り残さない」社会をめざし、国際社会が一致して取組を進めています。17の目標の1つに設定された「ジェンダー平等の実現」は、すべての目標達成において必要不可欠であるとされています。

このような状況の中で、本市では男女共同参画計画を複数回にわたり策定し、宇治市男女生き生きまちづくり条例の趣旨を具体化する施策を推進してきました。

本市では、1995年（平成7年）3月に地域に根ざした男女共同参画社会の実現をめざして「宇治市女性施策推進プラン（U J I あさぎりプラン）」を策定し、2001年（平成13年）3月の改定を経て、あらゆる分野における男女共同参画の推進や女性の人権の尊重などに関する取組を推進してきました。

また、2004年（平成16年）12月には、本市における男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女が生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めるため、男女共同参画の推進に関する基本理念や本市、市民、事業者等の責務、施策の基本事項を定めた「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を施行しました。

このたび、「第4次U J I あさぎりプラン」の計画期間が2020年（令和2年）度で終了することから、本市における男女共同参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、社会情勢の変化に伴う新たな課題にも対応しつつ、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第5次U J I あさぎりプラン」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第9条第1項に定める本市の男女共同参画計画であり、本市における男女共同参画の推進に関する施策の基本的指針を定めたものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV²防止法」という。）第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」である「宇治市DV対策基本計画」及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に定める「市町村推進計画」である「宇治市女性活躍推進計画」を包含します。
- 本計画は「宇治市総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画と連携を図りながら推進します。

² DV：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間で起こる暴力のことをいいます。

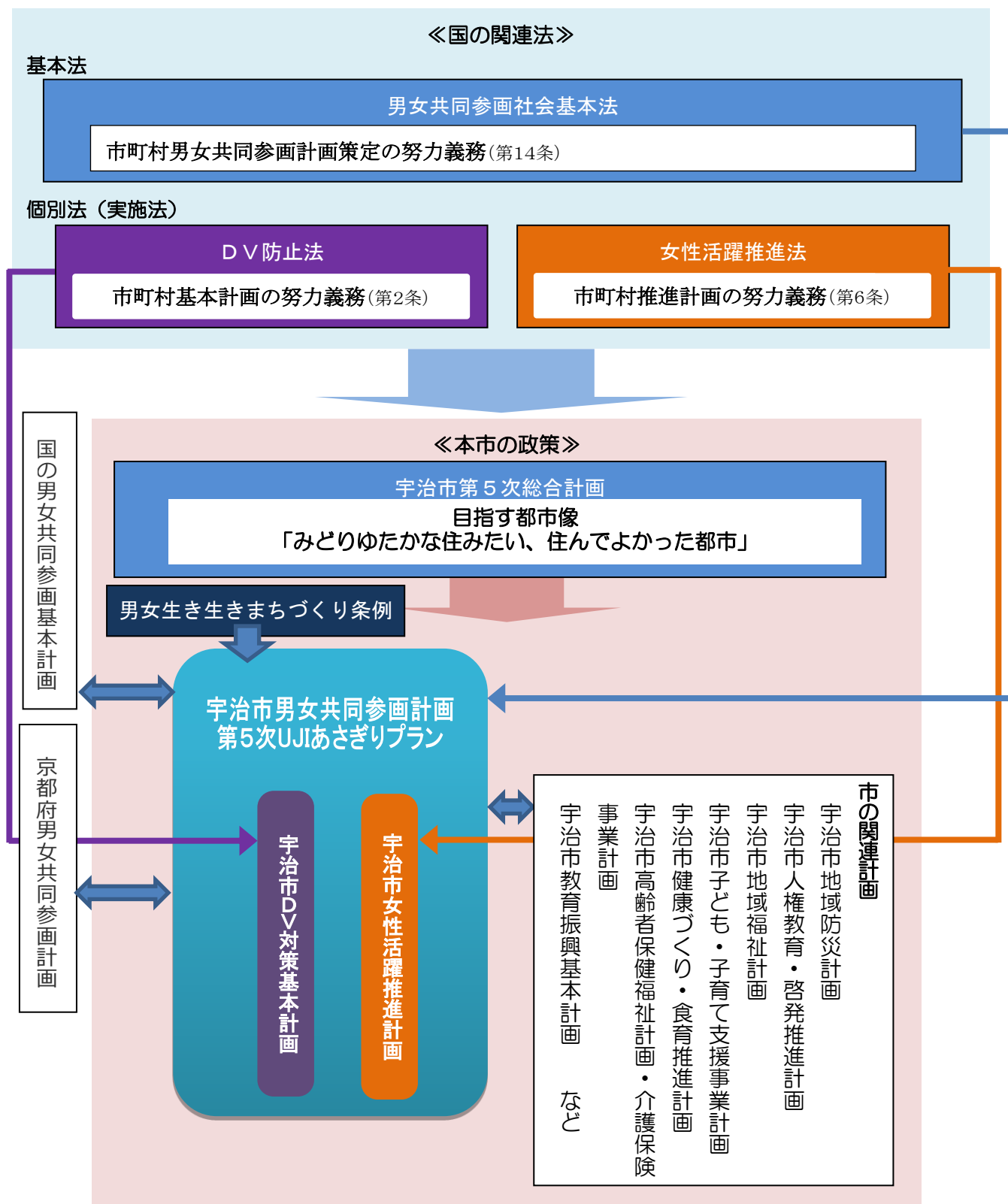
暴力の種類は以下のように分けることができます。

- ・身体的暴力 なぐる、ける、物を投げつけるなど
- ・精神的暴力 相手の人格を傷つけるようなことを言う、相手が大事にしている物をこわす、相手を無視するなど
- ・性的暴力 無理やりセックスをする、避妊に協力しないなど
- ・経済的暴力 生活費を渡さない、自立を妨げ就職させない、お金や物を貢がせる、借りたお金を返さないなど
- ・社会的暴力 外出を細かくチェックする、携帯電話のメールやアドレスを勝手に見る、友人との付き合いを制限するなど

3. 計画の期間

計画期間は、2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間とします。

《計画の位置づけ概念図》



4. 計画の策定経過

本計画は、「宇治市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」及び「宇治市男女共同参画に関する事業所調査」（以下、アンケート調査）や「宇治市男女共同参画に関する座談会」（以下、座談会）などにより、本市の男女共同参画の実態把握に努めるとともに、パブリックコメント（市民等の意見を募る手続）や宇治市男女共同参画支援センターにおける取組などを通じて広く市民等の意見を求め、「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める「宇治市男女共同参画審議会」の審議を経て策定しました。

【アンケート調査の概要】

■実施時期

2020 年（令和 2 年）1 月

■市民意識・実態調査

宇治市在住の満 16 歳以上の市民を対象に 4,000 人を無作為抽出しました。

■事業所調査

宇治市内の事業所を対象に 300 事業所を無作為抽出しました。

【座談会の概要】

■実施時期

2020 年（令和 2 年）7 月

■内容

男女共同参画計画の策定において重要なテーマについての専門家、当事者等が日頃感じていることや課題の有無、解決の方向性などの意見を聴取して、重点課題の設定を行いました。

5. 計画の目標

(1) めざす将来像

『真の男女平等と地域に根ざした男女共同参画社会の実現』

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」に定める8つの基本理念に基づき、男女が社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければならないという意識が、社会全体及び市民の日常生活に浸透し、市民一人ひとりが男女共同参画を实践できる地域社会の実現をめざします。

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の基本理念

- ①男女が、個人としての人権を尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- ②生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重され、健康の保持増進が図られること。
- ③家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、暴力的行為（身体的、精神的又は経済的な苦痛を与える行為をいう。）及び他の者を不快にさせる言動が根絶されること。
- ④社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- ⑤男女が、社会の対等な構成員として、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動と社会生活における活動とを共に行うことができるよう配慮されること。
- ⑦あらゆる教育の場において、多様な選択を可能にする教育及び学習機会の充実が図られること。
- ⑧国際社会における男女共同参画の推進に関する取組に留意し、国際的協調の下に行われること。

(2) 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず誰もが、意欲に応じて、社会のあらゆる分野で活躍できる社会です。仕事、家庭、地域などにおける多様な活動を一人ひとりの希望に沿ったかたちで展開でき、男女が共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことをめざしています。

男女共同参画社会のイメージ図



内閣府男女共同参画局ホームページより

6. 第4次UJIあさぎりプランの取組と成果

(1) 目標値・指標値の達成状況

「男女共同参画社会」や「ジェンダー³」の言葉の認識度は第4次計画策定時に比べて大幅に上昇しており、男女共同参画に関する言葉の浸透がうかがえます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分担に否定的な考えの人が過半数を超え目標を達成しています。その一方で、各分野における男女の地位の平等感が高まっておらず、むしろほとんどの分野で男性優遇感が高まっている傾向です。性別役割分担に否定的な人の割合が高くなっているのに対して各分野において男女がおかれた状況に大きな変化がみられていないことがうかがえます。

市内事業所においては、女性活躍に関するポジティブ・アクション⁴や育児・介護との両立支援、ハラスメント対策などの取組が徐々に広がってきています。

基本方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

□は現状値が目標を上回った項目

△は第4次計画策定時よりも目標に近づいた項目

▽は第4次計画策定時よりも目標から離れた項目

項目	第3次計画 策定時（参考）	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
「男女生き生きまちづくり条例」の周知度	31.3%	27.9%	▽ 23.9%	40%
「男女共同参画社会」という言葉の認識度	51.4%	60.4%	□ 71.8%	70%
「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」という言葉の認識度	35.6%	41.7%	□ 67.3%	50%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合	39.9%	44.7%	□ 52.7%	50%
「社会通念・慣習で男女平等」と感じている人の割合	13.7%	15.0%	▽ 12.6%	30%
社会全体でみた場合に、男女の地位が平等になっていると思う人の割合	15.9%	15.2%	▽ 15.1%	30%
セクシュアル・ハラスメントに対する対策を講じている事業所の割合※1	32.8%	26.4%	□ 50.0%	40%
セクシュアル・ハラスメントを経験したことがある人の割合	女性⇒38.4%	36.8%	△ 27.8%	0%
	男性⇒15.3%	18.9%	△ 11.0%	0%
学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	62.5%	63.6%	▽ 57.8%	70%

※1:現状値は、何らかのハラスメント防止の取組を行っている事業所の割合

³ ジェンダー : 「社会的・文化的に形成された性別」を意味する言葉です。生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念で、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。一方で、ジェンダーが性差別や性別による固定的役割分担、偏見等につながってきたことをしっかりと認識することが必要です。

⁴ ポジティブ・アクション : 「積極的改善措置」のことで、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。固定的な男女の役割分担意識やこれまでの習慣から、「営業職に女性がほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の男女差が生じている場合に、このような差を解消するために、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組を指すこともあります。

基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第3次計画 策定時（参考）	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
職場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	16.7%	19.4%	△ 21.1%	30%
政策・方針の立案・決定において女性の意見が反映されていると思う人の割合 ※2	12.9%	7.0%	△ 13.6%	20%
政策・方針決定の場へ参画したいと思う女性の割合	17.7%	12.4%	▽ 9.5%	20%
ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合 ※3	21.8%	26.4%	81.4%	40%
本市管理監督者への女性職員の登用割合	19.3%	20.2%	△ 22.1%	25%
本市審議会等における女性委員の登用割合	27.2%	28.6%	28.6%	35%
女性委員がいない本市審議会等（女性委員がいない本市審議会等の数/本市審議会等の数）	10/90	14/88	△ 11/94	0

※2:政治の場で、「女性が優遇されている」「どちらかといえば女性が優遇されている」「平等になっている」と回答した割合

※3:現状値は何らかのポジティブ・アクションの取組を行っている事業所の割合

基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）⁵の推進

項目	第3次計画 策定時（参考）	第4次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2020・R2)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認識度	48.0%	54.5%	60.5%	60%
本市男性職員の育児休業取得率（取得者数/対象者数）	0%	4.0%	11.1%	10%
育児休業を取得したことの人の割合	女性⇒7.5% 男性⇒3.0%	8.7% 1.6%	△ 14.0% ▽ 1.5%	20% 10%
介護休業を取得したことの人の割合	女性⇒2.0% 男性⇒2.3%	2.4% 1.8%	△ 2.8% △ 1.9%	10% 10%
育児を支援する対策を講じている事業所の割合	53.8%	52.8%	△ 57.8%	60%
介護を支援する対策を講じている事業所の割合	36.1%	35.8%	△ 46.0%	50%

⁵ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいのある仕事と充実した個人生活の両者をうまく調和させ、個人が持っている能力を最大限に発揮できるようにすることをいいます。

基本方向 4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第 3 次計画 策定時（参考）	第 4 次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R 2)	目標値・指標値 (2020・R 2)
DVを経験したことがある人の割合	女性⇒27.4% 男性⇒10.0%	20.6% 10.0%	▽ 20.7% △ 8.1%	0% 0%
子宮頸がん検診受診率 ※4	10.0% (H20)	17.7%	▽ 6.6%	50% (R6)
乳がん検診受診率 ※4	12.3% (H20)	22.1%	▽ 9.9%	50% (R6)

※4 は宇治市健康づくり推進プランの数値を引用した項目で、目標年限は令和 6 年度。プラン策定時の受診率と平成 28 年度以降の受診率は、算出方法が異なるため、単純比較はできない

基本方向 5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

項目	第 3 次計画 策定時（参考）	第 4 次計画策定 時(2015・H27)	現状値 (2020・R 2)	目標値・指標値 (2020・R 2)
地域において男女の地位が平等になっていると思う人の割合	47.0%	46.2%	▽ 43.4%	60%
地域活動へ参加したことがある人の割合	39.4%	66.8%	△ 70.3%	80%

(2) 第4次UJIあさぎりプランにおける取組と課題

本市では「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する年次報告書の作成と公表を定めています。

宇治市男女共同参画計画を実効性のあるアクションプランとするため、計画的に進行管理を行っており、この計画の進行状況については、毎年、市民アンケートによる市民意識調査と庁内各課へは「具体的施策進行状況調査」を実施しました。

【基本方向1】男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

「男女の人権の確立と固定的性別役割分担意識⁶の解消」に向けて、様々な広報・啓発に取り組むとともに、学習機会の提供に努めました。また、「教育を通じた理解の促進」をめざし、学校教育及び生涯教育の場において、学習の推進に努めました。

第4次UJIあさぎりプランの計画期間中は、「男女共同参画社会」や「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」といった言葉の認識度が上昇し「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方」に反対する人の割合は半数を超え目標を達成したものの、「社会通念・慣習で男女平等」と感じている人の割合は第4次計画策定時点より減少し、指標値を下回りました。これは、男女平等意識の高まりにより、現状との差が大きく感じられるようになったとも考えられます。

男女共同参画の推進に向けた意識は着実に高まりつつありますが、依然として男女の固定的な性別役割分担が根強く存在している状況であり、引き続き、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

【基本方向2】あらゆる分野における女性の活躍の推進

「職業生活における男女共同参画の推進」に向けては、労政ニュースやホームページ、情報誌『リズム』において女性活躍推進のためのポジティブ・アクションなどについて広報啓発を実施しました。第4次UJIあさぎりプランの計画期間中、事業所では、ポジティブ・アクションに取り組む割合が増加しています。また、市役所における取組として「宇治市女性活躍推進特定事業主行動計画」に基づき、管理監督者に占める女性職員の割合等、情報の公開を行いました。「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」に向けては、本市審議会等への女性委員の登用などを推進するため、女性委員の割合が35%未満の審議会等を所管する所属への事前協議を行いました。結果として第4次計画策定時点と同割合にとどまりました。審議会委員が充て職で団体の長であることが多いため、長である女性が少ないなどの課題が考えられます。「女性のチャレンジ支援」としては、相談事業や講座の開催に

⁶ 固定的性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方をいいます。

より、女性の起業や、経営参画支援に向けた学習機会を提供し、また相談の充実を図りました。

女性の活躍についての取組は徐々には進みつつありますが、より一層取組を進め、あらゆる分野での活躍を推進する必要があります。

【基本方向3】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり」に向けては、情報誌『リズム』の発行、労政ニュースの発行などにより、情報提供・啓発に努めました。その結果、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認識度は上昇し、目標を達成しています。また、育児、介護を支援する対策を講じている事業所の割合が増加していますが、今後さらに取組が必要です。「男性にとっての男女共同参画」としては、男性のための相談事業を実施するとともに、相談事業の広報にも努めました。市役所における男性職員の育児休業取得率は11.1%となり、目標を達成することができました。これは育児休業取得者の体験談等を内容とする育児パパセミナーの実施による成果などが考えられます。

今後も、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組とともに、男性の育児や介護、家事への参画推進など、実質的な男女共同参画の取組を進める必要があります。

【基本方向4】安全・安心な暮らしの実現

「配偶者等からの暴力の根絶」に向けて、児童虐待防止推進月間と連携し、オレンジリボン⁷・パープルリボン⁸キャンペーンとして、DV防止に向けた啓発や学習機会の提供に努めたほか、ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携や情報共有に努めました。「困難な状況を抱えた女性への支援」としては、女性のための相談⁹事業を実施し、必要に応じて関係機関への紹介や情報提供を行いました。「生涯を通じた女性の健康支援」としては、子宮頸がん・乳がん検診に加え、妊婦歯科健康診査事業を実施しました。「地域防災における男女共同参画の推進」に向けては、災害時における男女共同参画視点の重要性や地域コミュニティの大切さについての研修を行うことや、引き続き、災害対策本部地区班への女性配置に努めました。

今後も、困難な状況を抱えた女性への支援のために関係機関とのネットワークを強化し、支援に努める必要があります。

⁷ オレンジリボン運動：「子ども虐待のない社会の実現」をめざす市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

⁸ パープルリボン運動：1994年アメリカで、女性に対する暴力の被害当事者によって生まれた草の根運動です。パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力をなくしていこうとのメッセージが込められています。

本市では、11月に「児童虐待防止推進月間」と「女性に対する暴力をなくす運動」期間を併せて、子どもへの虐待と女性に対する暴力の根絶に向け、シンボルマークを一本化し「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」を実施しています。

⁹ 女性のための相談：こころやからだの悩み、家族や職場での人間関係など、女性が抱えている様々な問題を共に考え、自分自身の力で一歩を踏み出すためのサポートをするため相談です。一般相談と専門相談があり、専門相談には女性弁護士による法律相談、女性カウンセラーによるフェミニスト・カウンセリング、女性医師によるこころとからだの相談があります。

【基本方向5】協働による男女生き生きまちづくりの推進

「市民等との協働の推進」に向けては、UJI あさぎりフェスティバル¹⁰の開催や市民企画事業の実施など、まちづくりに向けた市民活動や地域活動への参画を促進し、様々な啓発及び情報提供を行うとともに、市民等との協働事業の推進に努めました。

今後も、地域に根差した男女共同参画社会の実現をめざし、地域の各団体との連携や協働をより一層推進する必要があります。

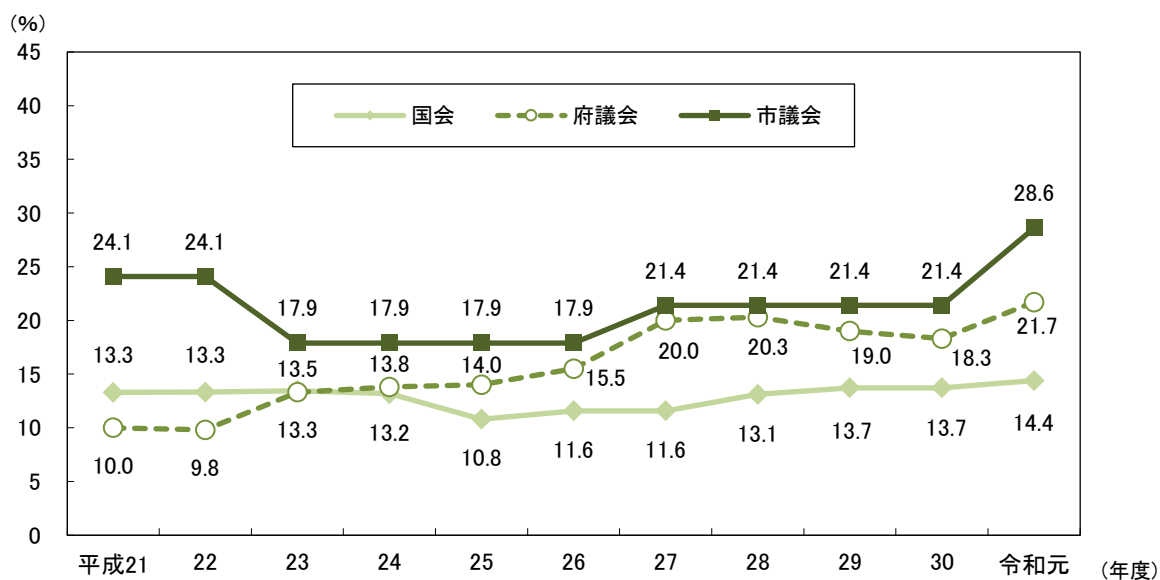
¹⁰ UJI あさぎりフェスティバル：市民と行政が協働し、男女がともに生き生きと暮らせる地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けて、市民等が日頃の活動や学習の成果等も発表、交流し、学びを深めるとともに誰もが気軽に参加でき、楽しめるフェスティバルとして平成7年度から開催されています。

7. 本市における男女共同参画の現状

(1) 意思決定等への女性の参画

①女性議員割合の推移

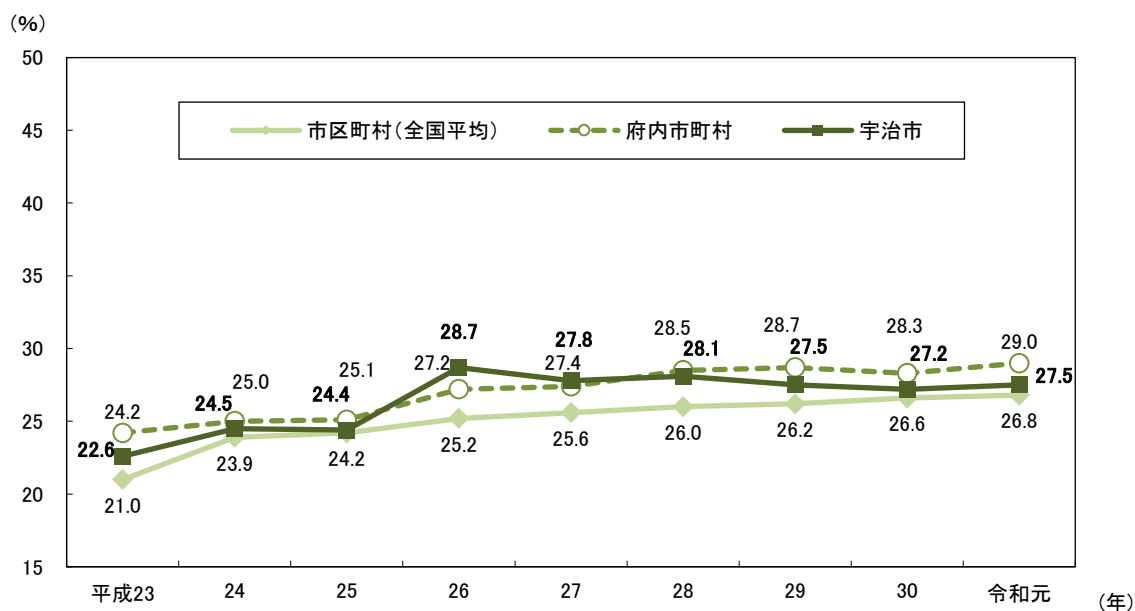
本市市議会における女性議員割合は、28.6%（28人中8人）で、京都府議会、国会に比べて高くなっています。



資料：国会は、衆議院・参議院各事務局調べ
府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」
宇治市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

②審議会などの委員の女性割合の推移

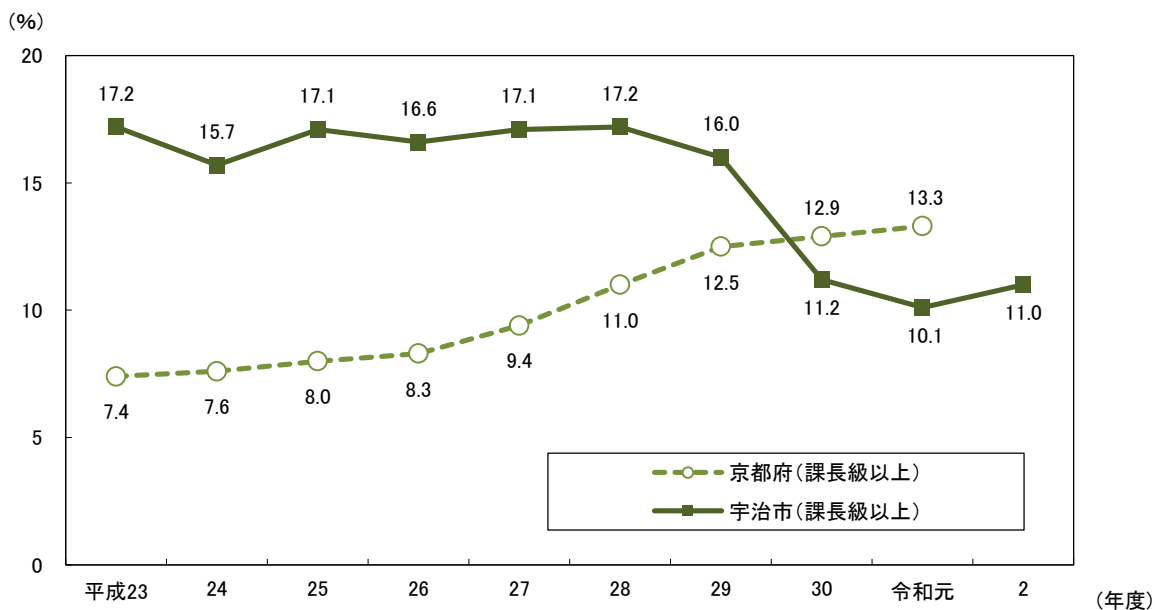
審議会等委員の女性割合は、全国平均よりもやや高いですが京都府平均よりも低くなっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

③市職員における女性管理職割合の推移

市職員の女性管理職割合は、2017年（平成29年）まで横ばいで推移していましたが、2018年（平成30年）以後、低下しています。

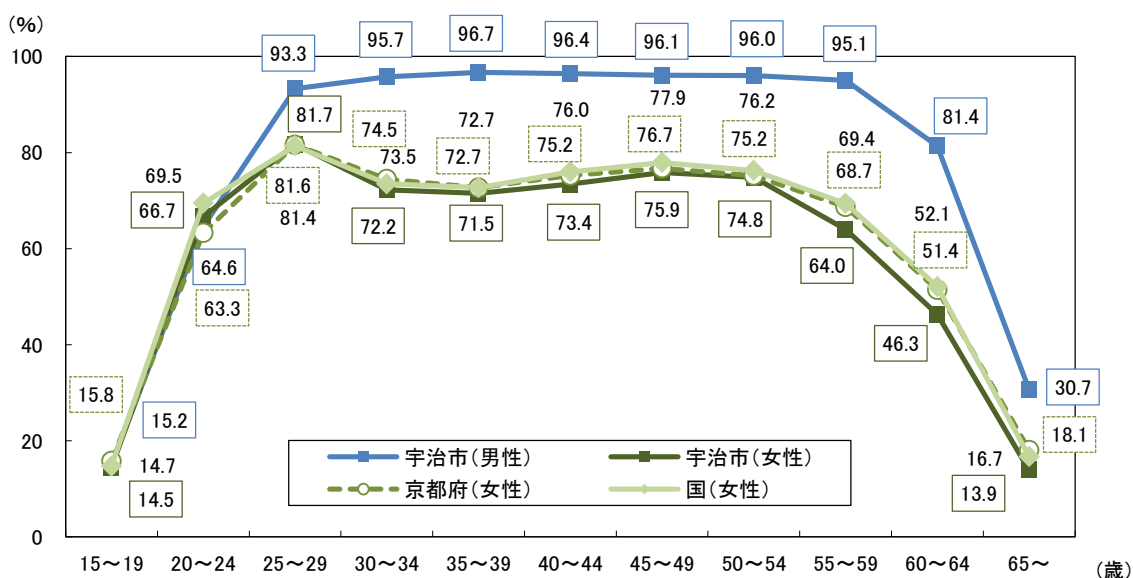


資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(2) 就労状況

①性別・年齢層別労働力率

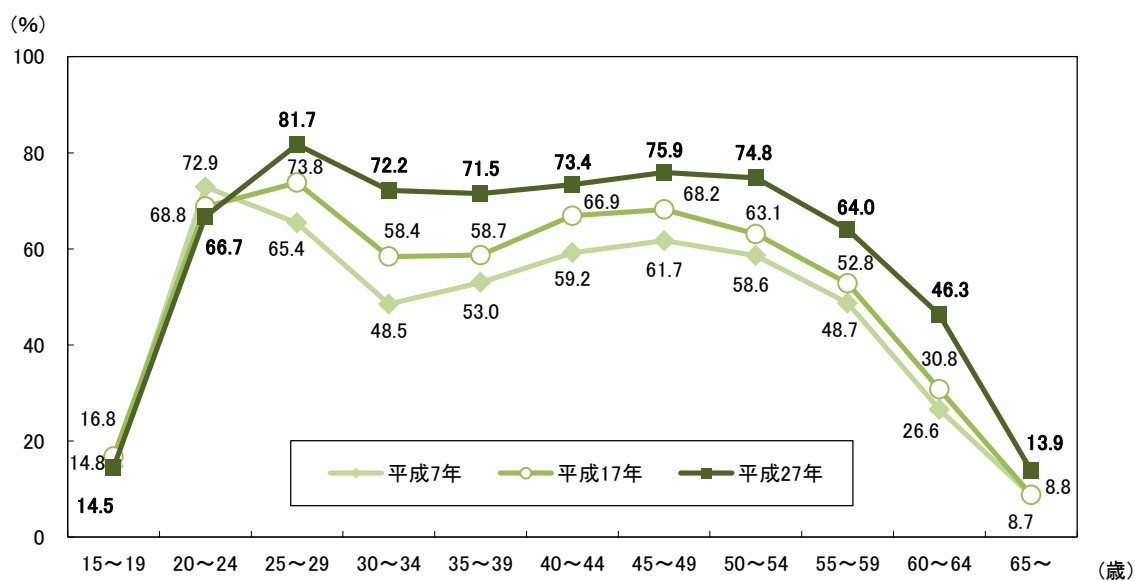
本市における女性の年齢層別労働力率は、全国、京都府とほぼ同程度となっています。本市の男性の30歳代から50歳代の労働力率が約95%であるのに対して、女性は20ポイント以上低くなっています。



資料:総務省「国勢調査」2015年(平成27年)

②女性労働力率の経年変化（宇治市）

女性労働力率の変化をみると、この20年間でいわゆる「M字カーブ¹¹」の底（30歳代の労働力率）が大幅に上昇しています。



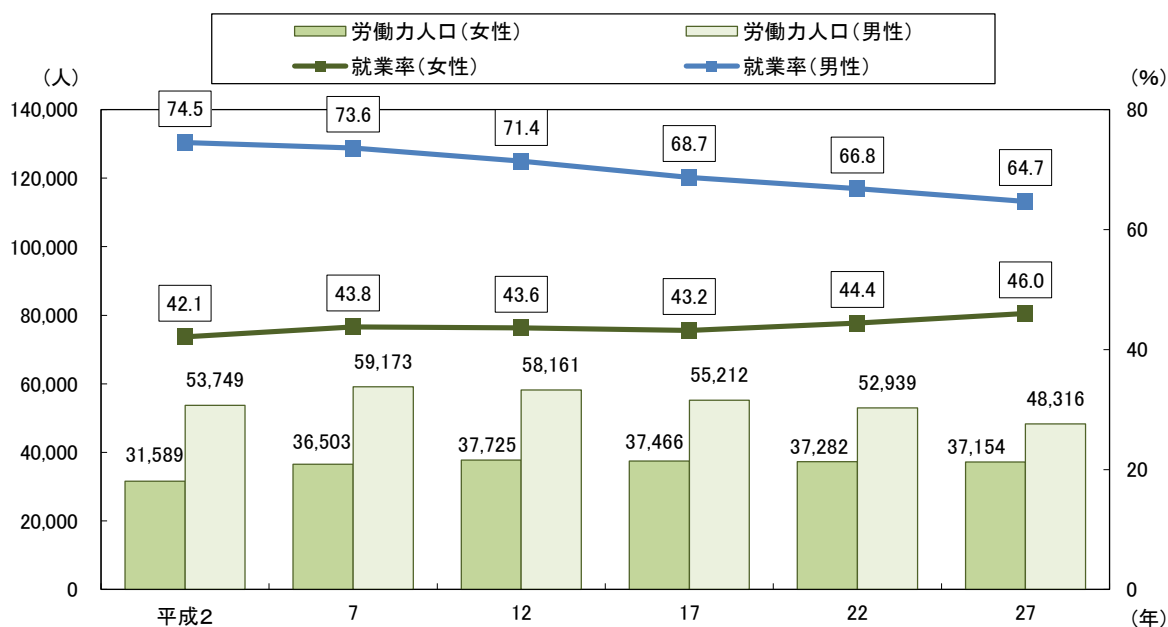
資料：総務省「国勢調査」

¹¹ **M字カーブ**：日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。M字カーブを描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことを示しています。国際的には台形に近い形が多くみられます。

③男女別労働力人口と就業率の推移

全国的にみて、男性の労働力人口は減少して就業率も低下傾向ですが、女性の労働力人口は横ばいを維持し就業率は上昇傾向です。

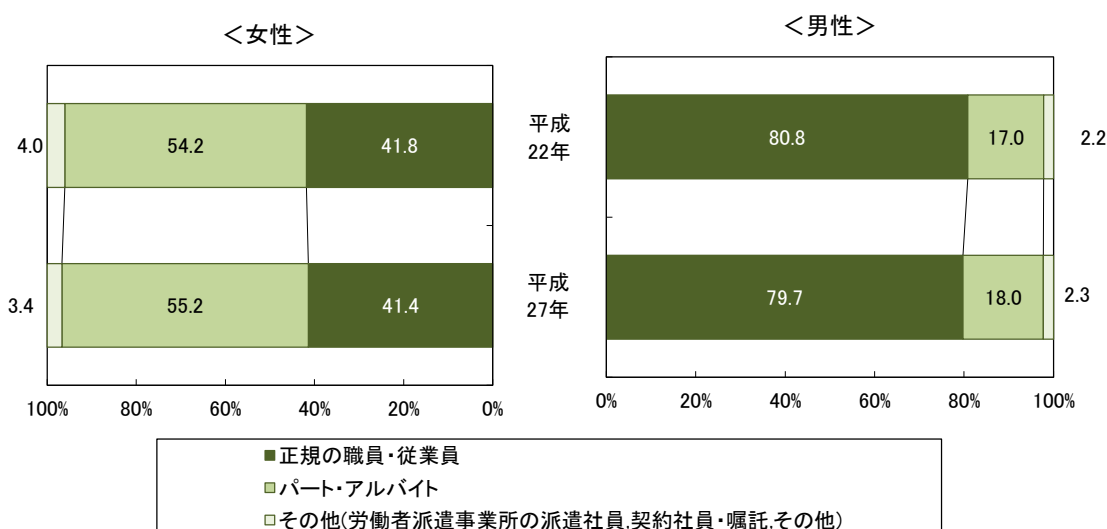
人口の高齢化により、男性は定年退職者の占める割合が高くなっているのに対して、女性はこれまで就業率が低かった子育て世代の就業率が高まったことが背景にあると考えられます。



資料:総務省「国勢調査」

④雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（宇治市）

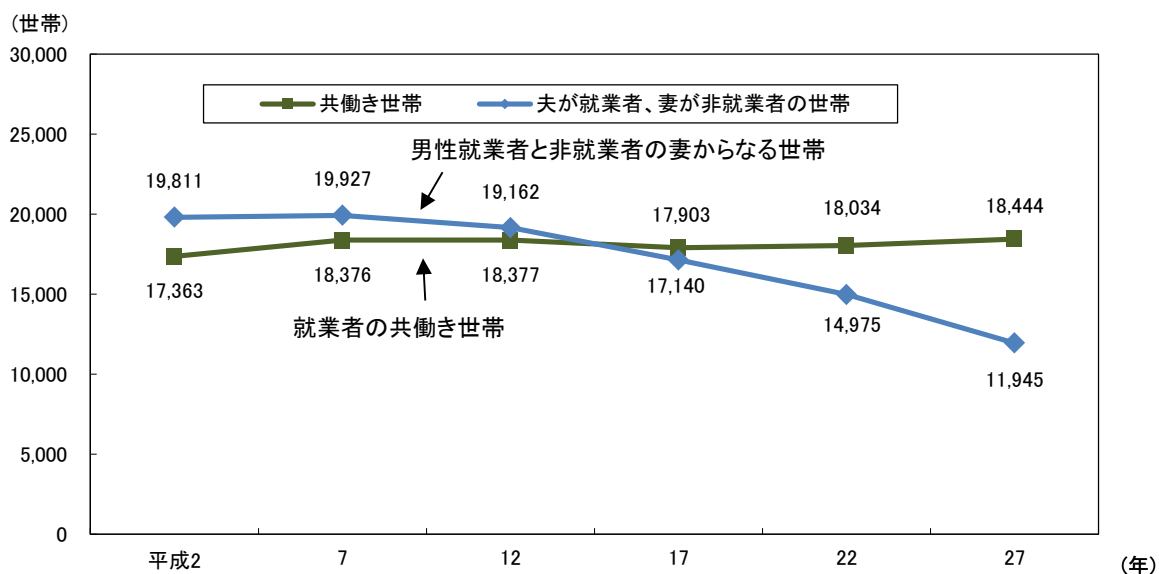
正規の職員・従業員の割合が、男性は約8割に対して、女性では約4割という構成割合はほとんど変化していません。



資料:総務省「国勢調査」

⑤共働き世帯の推移（宇治市）

本市では、2005年（平成17年）に、共働き世帯が男性就業者と非就業者の妻からなる世帯を上回り、その差は大きくなっています。

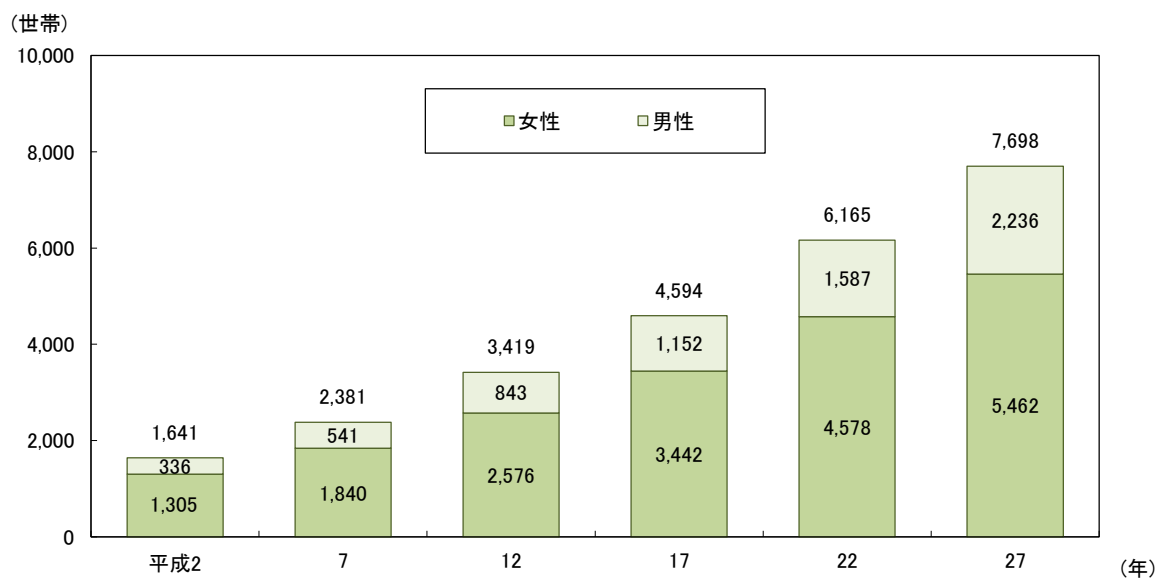


(注) 共働き世帯は、「夫、妻共に就業者である世帯」
資料: 総務省「国勢調査」

(3) 暮らし

①性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（宇治市）

本市では、この25年間で高齢単独世帯数は約4.7倍に増加しています。高齢単独世帯のうち女性は約7割を占めています。

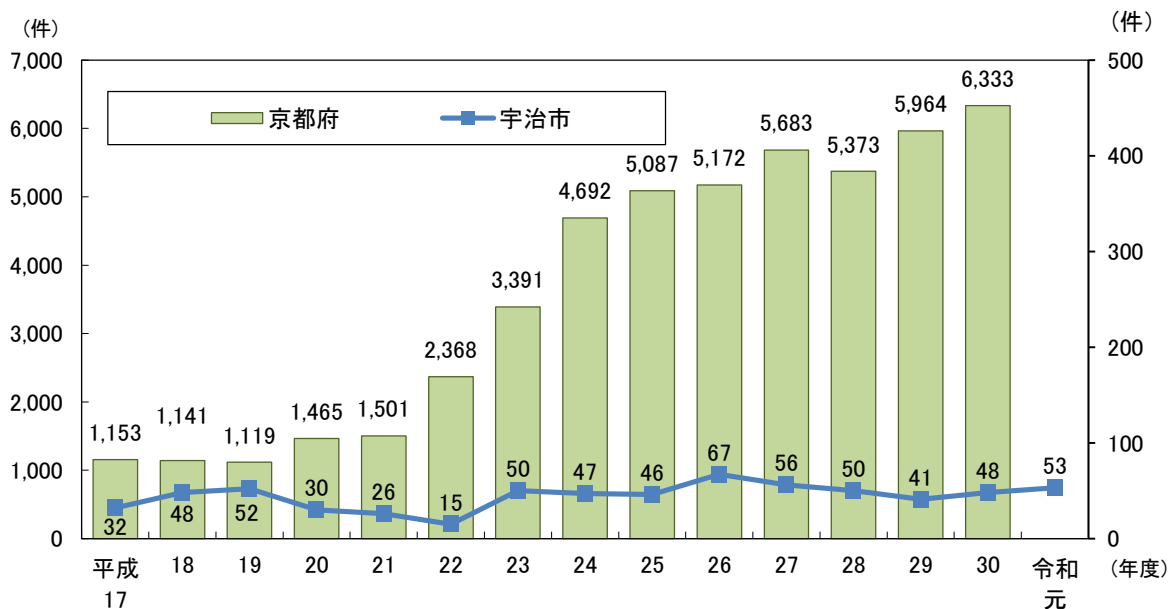


資料: 総務省「国勢調査」

(4) 相談状況

①配偶者からの暴力相談件数の推移（京都府・宇治市）

京都府における配偶者からの暴力相談件数は増加傾向となっています。本市の相談件数は横ばいの状況です。



(注) 京都府は、京都府府内の配偶者暴力相談支援センターの相談件数
(家庭支援総合センター、南部・北部家庭支援センター及び京都市DV相談支援センター)

資料：京都府は京都府「男女共同参画に関する年次報告」2019 年度(令和元年度)版
宇治市は男女共同参画課

②宇治市男女共同参画支援センターにおける相談の状況

1. 女性のための相談

		平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
一般相談		312 件	214 件	193 件	177 件	204 件	215 件	181 件	188 件	186 件	192 件
	内 DV 件数（主訴）	15 件	50 件	47 件	46 件	67 件	56 件	50 件	41 件	48 件	53 件
フェミニスト・カウンセリング		42 件	55 件	36 件	93 件	92 件	79 件	66 件	67 件	96 件	72 件
法律相談		34 件	38 件	39 件	37 件	36 件	37 件	30 件	27 件	28 件	31 件
こころとからだの相談		11 件	7 件	10 件	9 件	12 件	9 件	4 件	5 件	3 件	4 件
相談 計		399 件	314 件	278 件	316 件	344 件	340 件	281 件	287 件	313 件	299 件
CoCo チャレ相談 起業カフェ	回数	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回
	内出前相談	(4 回)	(4 回)	(4 回)	(2 回)	(2 回)	(2 回)	(2 回)	(2 回)	(2 回)	(2 回)
	件数	63 件	63 件	59 件	67 件	81 件	78 件	89 件	86 件	85 件	87 件
	人数	81 人	84 人	92 人	101 人	114 人	102 人	110 人	104 人	95 人	111 人

2. 男性のための電話相談¹²

	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度
男性のための電話相談					9 件	18 件	24 件	31 件	26 件	27 件

資料：男女共同参画課

¹² 男性のための電話相談：ストレスを抱えながらも「男だから」と誰にも言えずに悩んでいる男性が精神的健康を取り戻し、自分の生きる方向性を自分で獲得できるよう支援する、男性カウンセラーによる電話での相談で、平成 26 年度から実施しています。

第2章 計画の内容

1. 計画の体系

重点課題	基本方向	計画課題	推進施策
固定的な性別イメージの解消 女性の活躍推進とエンパワメント支援 家事・育児・介護等の場における男女共同参画のさらなる推進 女性に対する暴力の根絶と相談支援体制の強化 地域防災における男女共同参画の推進	意識の浸透 基本方向1 可能なにする男女共同参画	(1) 男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透	①固定的な性別イメージの解消に向けた意識啓発 ②人権及び男女共同参画に関する相談の充実 ③メディア・リテラシー向上のための教育の推進
		(2) 幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進	④男女平等・男女共同参画教育・学習の推進 ⑤教育関係者等に対する人権・男女共同参画研修の充実
		(3) 生涯学習等を通じた男女平等意識の醸成	⑥男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進 ⑦市民の生涯学習活動の支援
	女性の活躍推進計画 基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍の推進【宇治市女性活躍推進計画】	(4) 職業生活における男女共同参画の推進	⑧男女が共に働きやすい職場環境づくりの促進 ⑨職業分野における女性の活躍推進 ⑩女性の就業や経営参画の支援
		(5) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑪本市審議会等への女性委員の登用推進 ⑫企業・地域団体等の役職における女性登用の促進 ⑬市職員における女性登用の推進
		(6) 女性のチャレンジ支援	⑭女性のチャレンジを可能にする環境整備 ⑮女性活躍に向けたネットワークづくりの支援
	基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現【宇治市女性活躍推進計画】	(7) 男性にとっての男女共同参画の推進	⑯家事・育児・介護等の男女共同参画推進に向けた男性対象の学習機会の提供 ⑰男性のための相談の充実
		(8) 仕事と育児・介護等との両立支援	⑱ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発 ⑲仕事と育児の両立を可能にする環境整備 ⑳仕事と介護の両立を可能にする環境整備 ㉑職場における両立支援の促進
	基本方向4 安全・安心な暮らしの実現 基本方向5 協働による男女共 生き生きま ちづくりの推進	(9) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	㉒性にに基づくあらゆる暴力を許さない社会意識の浸透 ㉓女性に対するハラスメント防止の強化
		(10) 配偶者等に対する暴力の根絶 【宇治市 DV 対策基本計画】	㉔相談体制と被害者支援の充実 ㉕関係機関等との連携強化
		(11) 困難な状況を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する社会づくり	㉖生活上の困難に直面した女性等への支援 ㉗高齢者、障害者、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる地域社会づくり
		(12) 生涯を通じた男女の健康支援	㉘リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する普及・啓発 ㉙発達段階に応じた性教育・健康教育の推進 ㉚生涯の各時期に応じた心身の健康対策の推進
	基本方向5 協働による男女共 生き生きま ちづくりの推進	(13) 地域防災における男女共同参画の推進	㉛男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進 ㉜男女共同参画の視点に立った災害時の対応の推進
		(14) 市民等との協働の推進	㉝男女共同参画のまちづくりに向けた市民活動の促進 ㉞市民等との連携・協働事業の推進

2. 第5次U J I あさぎりプランにおいて取り組む 重点課題

第5次U J I あさぎりプランを策定するにあたり、男女共同参画における今日的な課題等を勘案して、以下の重点課題を設定して計画を推進します。

本計画を実効性のあるアクションプラン（行動計画）とするため、できる限り具体的な目標値または指標値を、年次に作成する実施計画において設定します。

また、計画の推進にあたっては、男女共同参画の理念や事業等について積極的に広報啓発に努める必要があります。以下5つの重点課題に関わる広報啓発の手法や内容については、年次に作成する実施計画で具体的に示し、効果的に実施します。

（１）固定的な性別イメージの解消

「男らしさ」「女らしさ」といった固定的な性別イメージは、育つ環境や所属する集団の中で知らず知らずのうちに形成され、固定観念となっていきます。このような、性別に関わる無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、男女の生きづらさにもつながっていると思われます。

無意識の偏見・思い込みは誰もが持っているものですが、その存在に、まずは気づき、自覚することが重要です。そして、固定的な性別イメージの解消に努めることが望まれます。

また、男女平等・男女共同参画の意識は幼少期からの周囲の大人の言葉かけを含めた子どもが受け取る様々な情報や体験によって培われるため、幼少期からの取組と、基礎となる人権教育の充実が重要です。

（２）女性の活躍推進とエンパワメント¹³支援

少子高齢化がますます進展するなかで、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためには、これまで活用が不十分であった女性の能力を社会のあらゆる分野において活用することが要請されています。また、世界的に合意されたSDGs（持続可能な開発目標）においてもジェンダー平等が目標のひとつに掲げられています。

働く女性が増加し、子育て期間中も継続して就労する女性は増加していますが、家事・育児・介護等に大きな負担を感じているという実態があります。それらの負担が大きいことは、女性が仕事で活躍する機会を減らしてしまいます。

¹³ エンパワメント：一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。先住民運動や、女性運動、市民運動等で用いられ、実践されるようになった概念です。

また、女性の起業やローカルビジネス¹⁴等のチャレンジを支援することは、地域のためになり、かつ柔軟で新しい働き方を生み出す可能性があります。

新たな課題の解決や社会の活力を維持するためにも、女性がこれまで以上に活躍できるよう、ポジティブ・アクションや条件整備に取り組む必要があります。

（３）家事・育児・介護等の場における男女共同参画のさらなる推進

人生１００年時代、個人の人生を豊かにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する関心が高まっています。

育児に積極的に関わっている男性は、子どもの成長とともに自分自身の成長も実感できることが多く、家族間のコミュニケーションにも良い影響が生じているという声もあります。

ワーク・ライフ・バランスが可能になる、職場での働き方改革と同時に、男女が共に家事や育児、介護に関わることができる条件整備が必要です。

（４）女性に対する暴力の根絶と相談支援体制の強化

女性に対する暴力の背景には、社会における男女間の格差や男性優位の意識が影響しています。近年は、DVや虐待が世代間で連鎖していて、対応が一層複雑化し、困難になっている状況があるとの指摘があります。DVや虐待の影響の大きさや、影響が長期間に及ぶことの理解を広げて、女性に対する暴力の根絶をめざすとともに、支援を必要とする人、一人ひとりがおかれた状況が異なることを念頭において適切な支援をねばり強く行う必要があります。このため様々な関係機関と連携することにより、相談・支援体制を強化する必要があります。

また、早い段階での相談につながるような窓口の周知や受け入れ体制の整備、併せて幼少期からデートDV予防啓発や、女性の生き方に関わる教育に取り組む必要があります。

（５）地域防災における男女共同参画の推進

近年、大規模災害が頻発するなかで、地域における防災・減災活動の重要性が増しています。これまでの災害時には、避難所や仮設住宅などで女性や子どもが性暴力被害にあう、家庭内でのDVや虐待が増えるといったことが現実起こっています。

災害時に開設される避難所運営にあたっては、地域に暮らす多様な市民が避難所では共に過ごすことになるため、特定の人が我慢を強いられるようなことのないように配慮されなければなりません。

今後発生することが予測される災害に備え、男女共同参画の切り口から、避難所運営や復興対策に女性の視点を反映し、地域防災の取組を行うことは、よりよいコミュニティづくりにもつながります。

¹⁴ ローカルビジネス：個人商店や小規模事業者を中心とする地域に根付いた店舗型ビジネスの総称です。

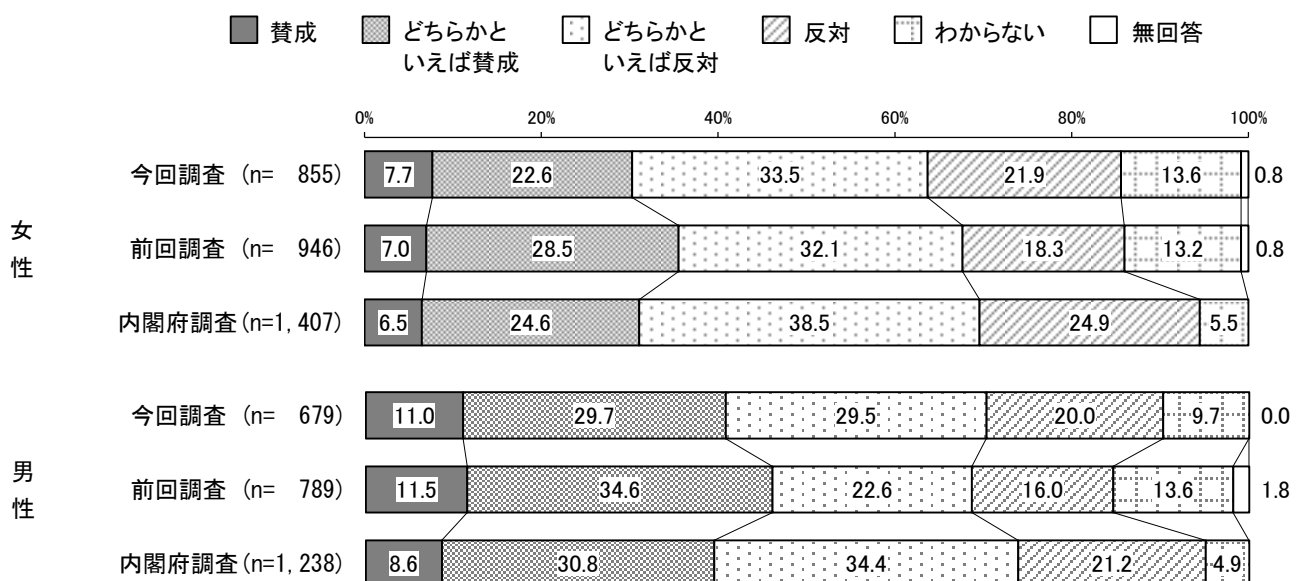
基本方向 1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

計画課題 (1) 男女の人権の確立とジェンダー平等の浸透

【現状と課題】

- 「市民意識・実態調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担に否定的な意識は高まっており、特に男性の方が前回調査よりも変化した割合が高くなっていました。
- 「男であること」「女であること」による負担感や生きづらさを感じたことがあると回答した人は、女性は2人に1人、男性は4人に1人の割合となっており、女性の方が性別による生きづらさを感じる割合が高くなっていますが、男性も少なからず性別による生きづらさを感じています。
- 固定的な性別イメージを当然視されることで、負担感や生きづらさを感じることは、男女どちらにとっても好ましいことではなく、性別にかかわらず、誰もが一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会であることが望まれます。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、変化の大きな時代においては、多様な意見に耳を傾けて、誰も取り残されず、誰もが暮らしやすい社会づくりが必要となっています。
- 性別に起因する差別的取扱いを排除するとともに、固定的な性別イメージを解消し、男女の人権尊重に基づく男女平等意識が社会の隅々にまで浸透することをめざした取組が必要です。

図 性別役割分担意識(前回調査、内閣府調査との比較)



資料: 宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

図 性別によって負担感や生きづらさを感じたことの有無

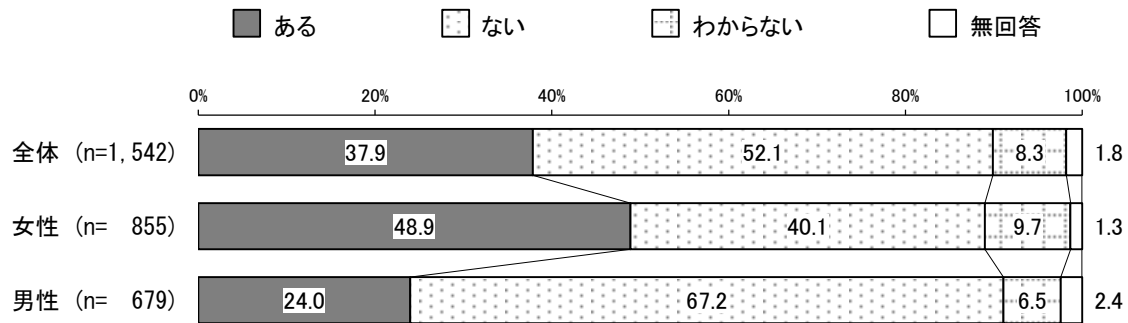
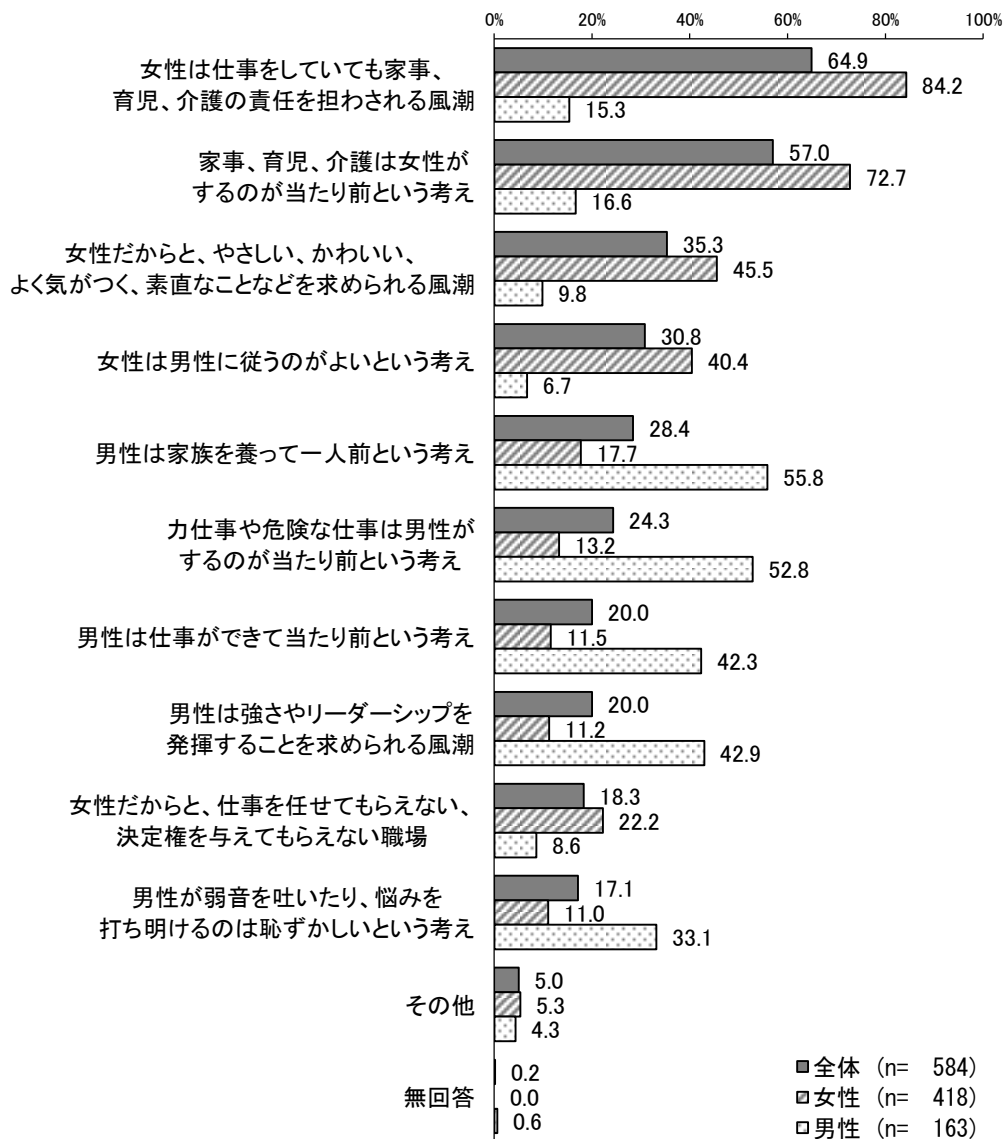


図 性別によって負担感や生きづらさを感じたとき



資料:宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

推進施策①固定的な性別イメージの解消に向けた意識啓発

具体的施策	担当課	番号
様々な機会、方法により、固定的な性別イメージを解消するための意識啓発に向けた情報の発信や講座を開催します	男女共同参画課 人権啓発課	1
本市の施策が男女共同参画の視点に立って取り組まれるよう、職員の男女平等意識を高めるための研修を実施します	男女共同参画課 人事課 人権啓発課	2
市の刊行物等において男女共同参画の視点に立った表現を徹底します	男女共同参画課 秘書広報課 人権啓発課 関係課	3

推進施策②人権及び男女共同参画に関する相談の充実

具体的施策	担当課	番号
「男性のための電話相談」等男性が相談できる窓口の周知拡大を図り、相談しやすい相談体制を整備します	男女共同参画課 人権啓発課	4
「女性のための相談」や「男性のための電話相談」等相談窓口の周知拡大を図るとともに、多様な相談方法の実施による利便性の向上を図ります	男女共同参画課 人権啓発課	5

推進施策③メディア・リテラシー¹⁵向上のための教育の推進

具体的施策	担当課	番号
メディア・リテラシー向上のための学習機会や情報提供に努めます	男女共同参画課	6
小・中学生を対象に、インターネットを活用する能力向上について教育の充実に努めます	学校教育課	7

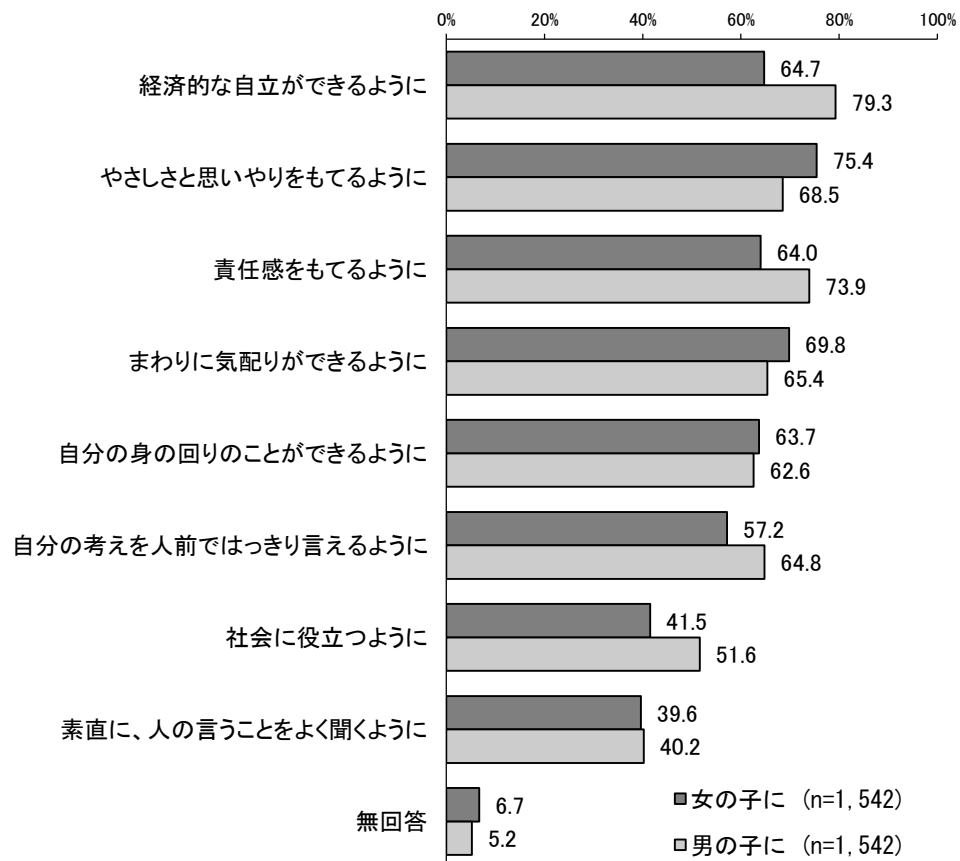
¹⁵ メディア・リテラシー：メディアからの情報をそのまま受け入れるのではなく、自分で考え批判できる能力、メディアにアクセスして活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションを行う能力、この3つから構成する複合的な能力のことをいいます。

計画課題（2）幼少期からの多様な選択を可能にする教育の推進

【現状と課題】

- 「市民意識・実態調査」では、子どもの育ちについて、男の子には経済的な自立への期待が、女の子にはやさしさと思いやりを期待する傾向があるなど、子どもの性別によって差がみられています。
- こうした大人の意識が影響し、子どもへかける言葉が性別によって異なることにより、子どもたちの意識に刷り込まれ「男らしさ、女らしさ」という固定的なイメージをもつようになることが考えられます。
- 「座談会」では、男女平等教育を実践している教員自身が、性別によるイメージの先入観や思い込みに気づく場面があるという声が聞かれました。
- 性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、誰もがもつものですが、その存在を自覚することで影響を抑えることも可能です。
- 子どもへの接し方や声かけにおいて、性別に基づく無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、保育者・教員への研修等を行い、幼少期から、固定的な性別イメージを払拭する男女平等・男女共同参画の視点に立った教育の推進が必要です。
- 子どもの個性を伸ばし、自分らしい多様な選択が可能になるように、保護者や子どもに対しても、性別にかかわらず一人ひとりが違っていてもよいという意識の啓発が必要です。

図 子どもにどのように育ってほしいか



資料:宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

推進施策④男女平等・男女共同参画教育・学習の推進

具体的施策	担当課	番号
ジェンダーや性の多様性に関する理解、男女平等に関する教育・学習の充実に努めます	男女共同参画課 学校教育課	8
児童・生徒の将来の職業選択に関する教育・学習の充実に努めます	学校教育課	9
中学生を対象に男女共同参画ハンドブックを活用した啓発学習を行います	男女共同参画課 学校教育課	10

推進施策⑤教育関係者等に対する人権・男女共同参画研修の充実

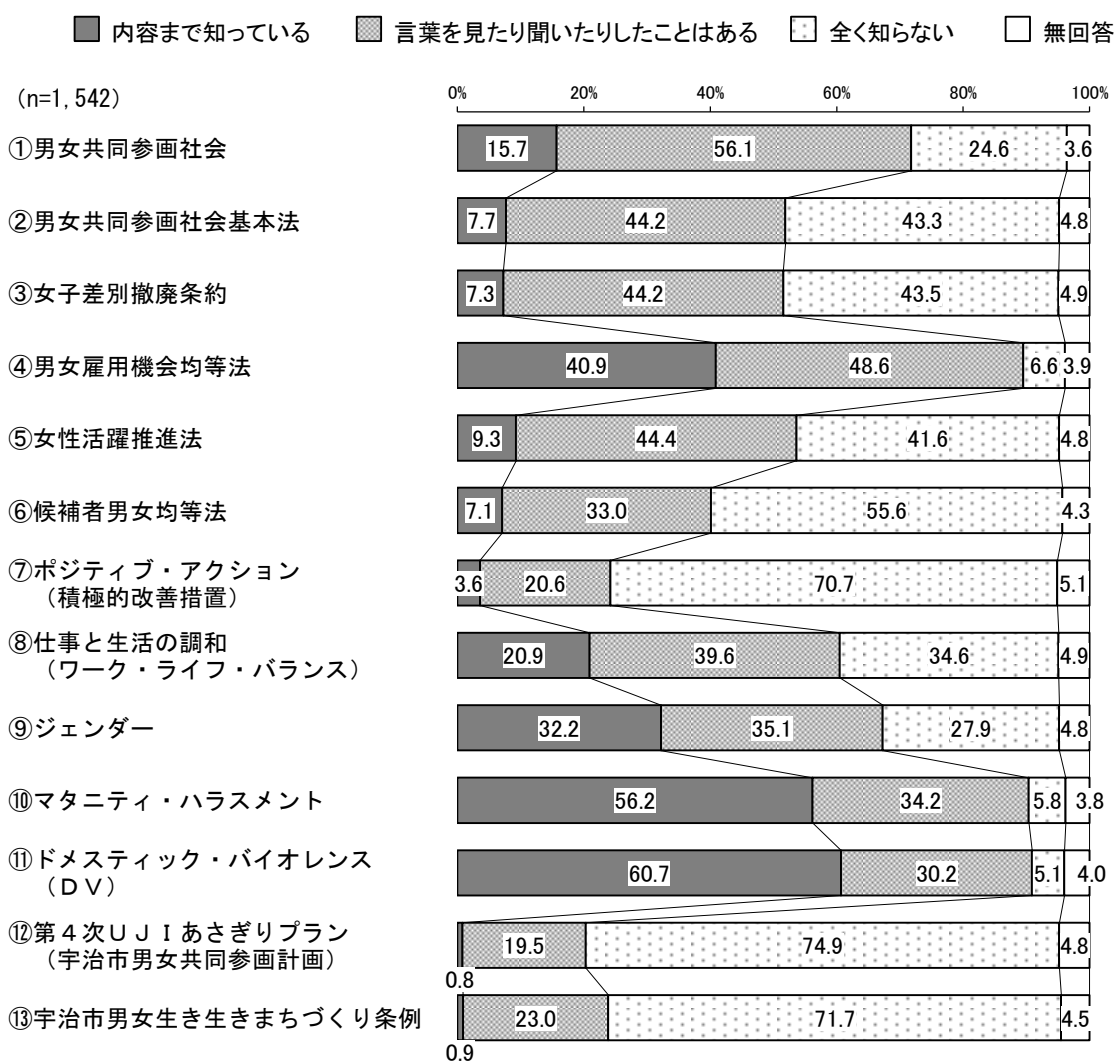
具体的施策	担当課	番号
人権やハラスメント防止、性差に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する職員研修を実施します	男女共同参画課 学校教育課 保育支援課	11

計画課題（3）生涯学習等を通じた男女平等意識の醸成

【現状と課題】

- 「市民意識・実態調査」では、男女共同参画に関する用語等の周知度で、半数以上の人に知られている用語は多いですが、ほとんど知られていない用語もみられます。また、「男であること」「女であること」による負担感や生きづらさを感じている人は全体の約4割となっており、少なくありません。
- 性差に関する固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、育つ環境や、集団の中で無意識のうちに身についていくものであるため、言動によって相手を不快にするなどの悪影響を及ぼすことがあります。しかし、その存在を自覚することで影響を抑えることが可能です。
- 誰もが互いを尊重しながら、性別にかかわらず、自分らしく生きられるように、幅広い層を対象に、様々な機会を通じて、啓発や学習機会を提供し、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものにすることが必要です。
- 男女が対等に責任を担うことで、男性にとっても多様な選択が可能になることへの理解を広め、一人ひとりが個性と能力を発揮することにより、社会の発展に貢献する意識を醸成する必要があります。

図 男女共同参画に関する用語や事柄の周知度



資料:宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

推進施策⑥男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

具体的施策	担当課	番号
男女共同参画に関する講座や男女共同参画の視点に配慮した講座を開催し、広く市民に学習機会を提供します	男女共同参画課 生涯学習課	12

推進施策⑦市民の生涯学習活動の支援

具体的施策	担当課	番号
市民企画事業を市と共催で実施し、市民の活動を支援します	男女共同参画課 生涯学習課	13
男女共同参画に関する資料の充実を図り、学習機会の提供や啓発に努めます	各図書館	14

基本方向 2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

計画課題（4）職業生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 持続可能な社会の成長力を維持するため、国では「女性活躍推進法」の制定をはじめ、女性の職業生活のための政策を進めています。近年、全国的な傾向と同様、本市においても20歳代後半から30歳代女性の労働力率は大きく上昇しています。
- しかしながら、男性に比べて女性は非正規雇用が多いとともに、賃金の格差があるという状況に大きな変化がみられません。また、「市民意識・実態調査」で各分野の男女の地位の平等感をみると、職場では男性が優遇されていると感じる人が6割を超えており、政治の場や社会通念・慣習・しきたりなどに次いで高くなっています。
- 男性の長時間労働や家事・育児等への参画意識の低さなどを背景に、女性の家事・育児等の負担が大きく、女性の働き方に影響していること等、女性が職業において十分に活躍できる環境とはなっていない状況です。
- 近年、職場におけるハラスメントの相談が増加し、様々なハラスメントが社会問題となっています。特に女性に対するハラスメントでは、セクシュアル・ハラスメントの他に、マタニティ・ハラスメント¹⁶が顕在化しています。そのため、事業主に対してハラスメント防止のための措置を義務化する法改正が行われました。
- 「事業所調査」では、ハラスメント防止のための取組として、就業規則等への明文化や相談窓口を設置している事業所は3割に満たない状況で、取組を行っていない事業所が4割を超えています。
- 誰もが働きやすい職場づくりを推進するとともに職業分野で女性が力を発揮して、活躍できる環境整備が必要です。

¹⁶ マタニティ・ハラスメント：妊娠・出産・育児休業等を理由とした嫌がらせや不利益取扱いのことをさします。

図 各分野の男女の地位の平等感

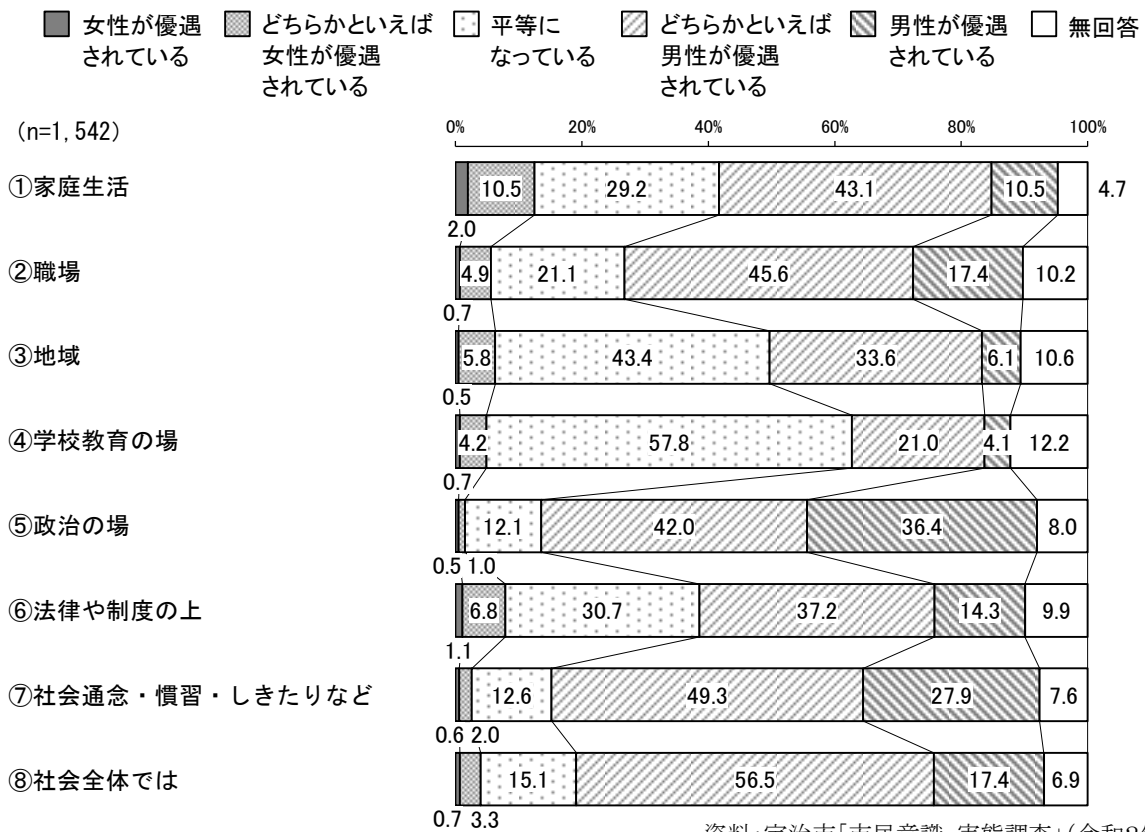
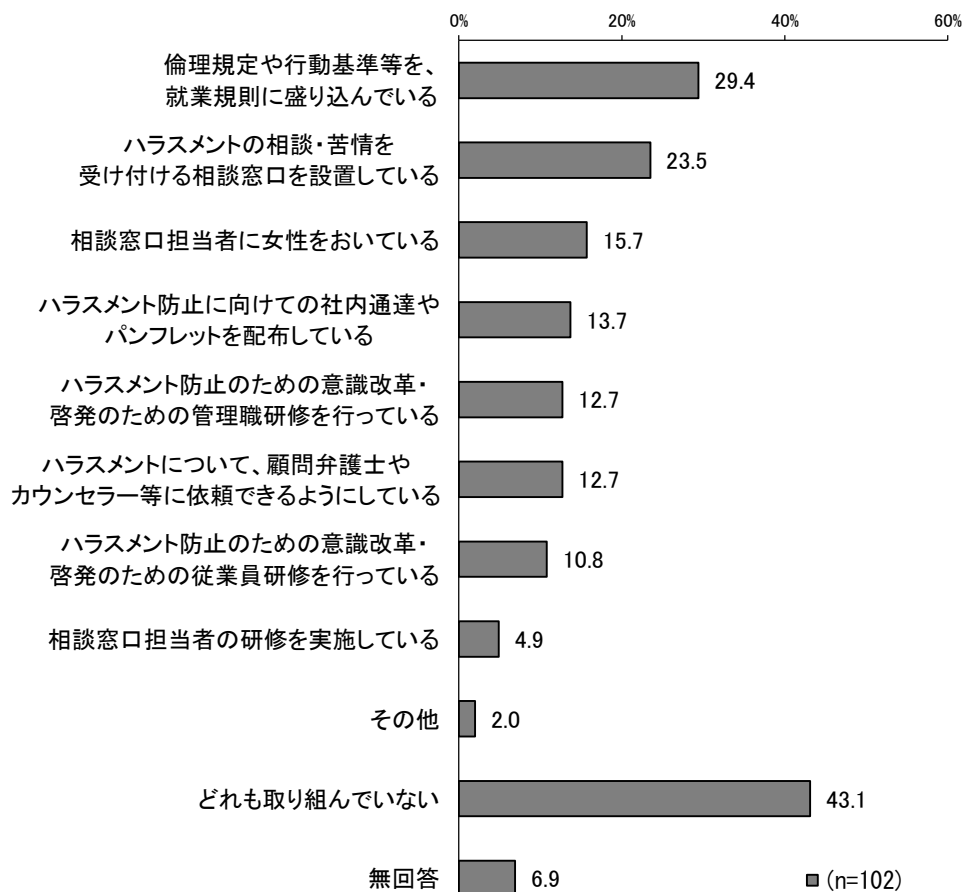


図 ハラスメント防止のための取組の実施状況



資料: 宇治市「事業所調査」(令和2年)

推進施策⑧男女が共に働きやすい職場環境づくりの促進

具体的施策	担当課	番号
庁内におけるハラスメント防止のための研修を実施し、相談体制を強化します	人事課 職員厚生課	15
市内企業に対してハラスメント防止対策義務化の周知・広報を行います	産業振興課	16
市民に対して職場のハラスメントの理解と防止の啓発を行います	男女共同参画課	17
市内企業に対して男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等の順守を啓発します	産業振興課	18
市民・事業者からの労働契約、労働時間、賃金等の労働相談窓口の周知・広報を行います	産業振興課	19

推進施策⑨職業分野における女性の活躍推進

具体的施策	担当課	番号
市内企業に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定や女性活躍助成金制度の周知・広報を行います	男女共同参画課 産業振興課	20

推進施策⑩女性の就業や経営参画の支援

具体的施策	担当課	番号
女性の就業や経営参画に向けた女性の支援講座や相談を実施します	男女共同参画課	21
京都府の「京の農林女子ネットワーク ¹⁷ 」の情報発信と活動への参加を促進します	農林茶業課	22
「京力農場プラン ¹⁸ 」策定・実施において女性農業者の参画を促進します	農林茶業課	23
京都ジョブパークと地域若者サポートステーション京都南による出張就労相談会を開催します	産業振興課	24

¹⁷ 京の農林女子ネットワーク：京都府では、女性が活躍しやすい環境づくりにより、農業や林業で働きたいと思う女性が増加することを目的に、平成28年度から「京の農林女子ネットワーク」を結成し、府内の農業や林業に意欲的に取り組む概ね20歳代から40歳代の女性がお互い相談できる仲間づくりや女性が活躍しやすい環境づくり、農業経営能力のスキルアップを図るなどの取組を進めています。メンバーは法人に勤める女性も含め、現在58名です（令和2年4月現在）。

¹⁸ 京力農場プラン：集落・地域が抱える「人と農地の問題」を解決するため、集落・地域の話し合い等により作成する「未来の設計図」であり、今後の担い手の確保・育成の方針、農地集積に必要な取組等を定めています。
国の「人・農地プラン」の京都府版。

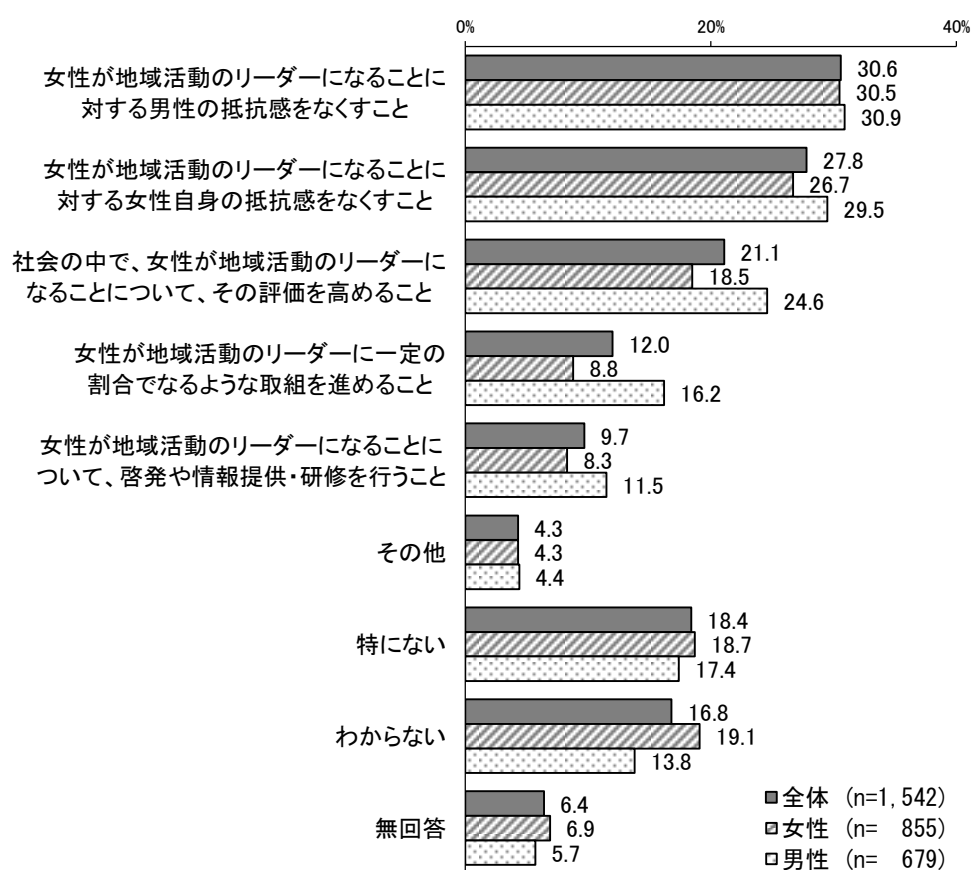
計画課題（５）政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

- 本市の審議会委員の女性割合は、28.6%（令和２年４月現在）で、第４次計画策定時と同じ水準にとどまっています。また、女性委員のいない審議会の割合は低くなっているものの、約１割の審議会では女性委員がゼロの状態、いずれも第４次計画で設定した目標を達成できませんでした。
- 審議会委員は、各種団体から選出する充て職による場合が多く、各種団体の長の男性比率が高い現状から女性が選出されにくいという実態があります。
- 審議会委員の改選時には所管する担当課と事前協議を行って、女性委員の選出に努めているものの、一層の女性委員選出に向けた取組が必要です。
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律¹⁹が、平成30年５月に制定され、女性の参画拡大は、多様な民意を反映させる観点から重要とされています。
- 市職員の女性管理監督職割合は、22.1%（令和２年４月現在）で、第４次計画策定時と比べて1.9ポイント上昇しましたが、第４次計画で設定した目標の25%には届きませんでした。
- 管理監督者に占める女性職員の割合については、全職員に占める女性職員の割合（令和２年４月現在32.2%）を踏まえると、さらなる登用の余地があることから、女性職員のキャリアアップ等の取組が必要です。
- 「市民意識・実態調査」をみると、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこととして、女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすことと同程度に女性自身の抵抗感をなくすことが挙げられています。
- 誰もが参加しやすく、多様な視点に立った地域活動を展開するためには、男女が対等に方針決定に参画することの重要性を啓発する必要があります。

¹⁹ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律：平成30（2018）年に公布・施行された法律で、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざして、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

図 性別 女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと



資料:宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

推進施策⑪本市審議会等への女性委員の登用推進

具体的施策	担当課	番号
女性委員登用の意義を全庁的な共通認識として啓発するとともに、女性構成員が参画可能となるよう規則や要綱等の見直しを啓発します	男女共同参画課	25
委員選出団体に対して、女性の委員候補者推薦依頼を行います	関係課	26

推進施策⑫企業・地域団体等の役職における女性登用の促進

具体的施策	担当課	番号
事業所に対してポジティブ・アクション(積極的改善措置)に対する理解が深まるよう啓発を行います	男女共同参画課 産業振興課	27
地域団体等における女性役員の登用促進について啓発を行います	男女共同参画課	28

推進施策⑬市職員における女性登用の推進

具体的施策	担当課	番号
女性職員の能力開発と意欲向上を目的に、女性職員を対象とした研修の実施及び外部研修への派遣を行います	人事課	29
所属長等を対象とした女性職員の活躍推進や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発等の取組を実施します	人事課	30
消防職への女性職員採用拡大の取組を行います	消防総務課	31

計画課題（6）女性のチャレンジ支援

【現状と課題】

- 「座談会」では、本市は地域で活躍している女性が多く、高齢者支援の活動などが活発に行われているという声が聞かれました。
- 本市では、20歳代後半から30歳代女性の労働力率は大きく上昇しており、若い世代の女性は、地域の活動に参加する時間がないという状況もあります。
- 女性は、育児や介護で就労を中断したり、フルタイムで就業するのが難しい状況があるといった理由から、持っている能力を発揮できていない人が多いと考えられます。様々な制約があるなかでも、一人ひとりの女性をエンパワーメントできる支援が必要です。
- 本市では、女性のキャリアアップやチャレンジ、自己実現欲求も含めて、女性の相談に応じる「ここからチャレンジ（CoCoチャレ）相談」²⁰を実施し、さらに、交流機会や情報交換の場として、「起業カフェ」を実施して、女性のチャレンジを後押しするきっかけづくりを行っています。
- 新型コロナウイルスによる感染症の拡大の中で、リモートワーク²¹が広がるなど、働き方はますます多様化する傾向です。女性の就労や起業、ローカルビジネスなど多様な働き方を促進するために、これまでの取組の充実とともに資金面の支援や経営の知識、人的ネットワークなど様々なスタートアップ支援をはじめ、その後の継続的な支援が必要です。

²⁰ ここからチャレンジ相談事業：様々な分野でチャレンジしている、またはチャレンジしようとする女性を支援するための相談事業で、資格を生かせる仕事づくりやNPO法人設立といった具体的な情報提供を求める人まで、様々な形のチャレンジをサポートしています。

²¹ リモートワーク：会社から離れた場所で働く働き方のことをいいます。

推進施策⑭女性のチャレンジを可能にする環境整備

具体的施策	担当課	番号
ここからチャレンジ相談事業を充実し、女性の起業、就業、再就職、キャリアアップなどに向けた支援を行います	男女共同参画課 産業振興課	32
女性のエンパワーメントを支援する事業を実施し、女性のチャレンジ支援します	男女共同参画課	33
紫式部文学賞・市民文化賞 ²² を主催して、日本女性文学の継承・発展への貢献と市民文化の向上を図ります	文化スポーツ課	34

推進施策⑮女性活躍に向けたネットワークづくりの支援

具体的施策	担当課	番号
男女共同参画支援センター関係団体交流会を実施して、市内で活動する女性のネットワークづくりを支援します	男女共同参画課	35
ここからチャレンジ相談事業(起業カフェ) ²³ を実施し、チャレンジしたい女性の交流とネットワークづくりを支援します	男女共同参画課	36

²² 紫式部文学賞・市民文化賞

：「源氏物語」の作者である紫式部の名を冠した、女性が作者である文学作品を対象とする文学賞。「源氏物語」ゆかりの地である本市で、「ふるさと創生事業」として市民のアイディアから誕生したもので、伝統ある日本女性文学の継承・発展と市民文化の向上に資することを目的に、毎年、全国の作家、文芸評論家、出版社、新聞社、市民推薦人などから推薦された作品の中から選考、決定しています。併せて、数々の古典文学の舞台となった本市の文化的伝統の継承・発展を図り、市民文化の向上に資することを目的に、性別を問わず市民の作品を対象とする「紫式部市民文化賞」も実施しています。

²³ ここからチャレンジ相談事業（起業カフェ）：起業に必要な情報交換やネットワークづくりを目的にしたグループでの話し合いの場として開催しています。交流活動に加え、毎回テーマを設定して起業にかかる様々な手続きなどについて学ぶ時間があります。

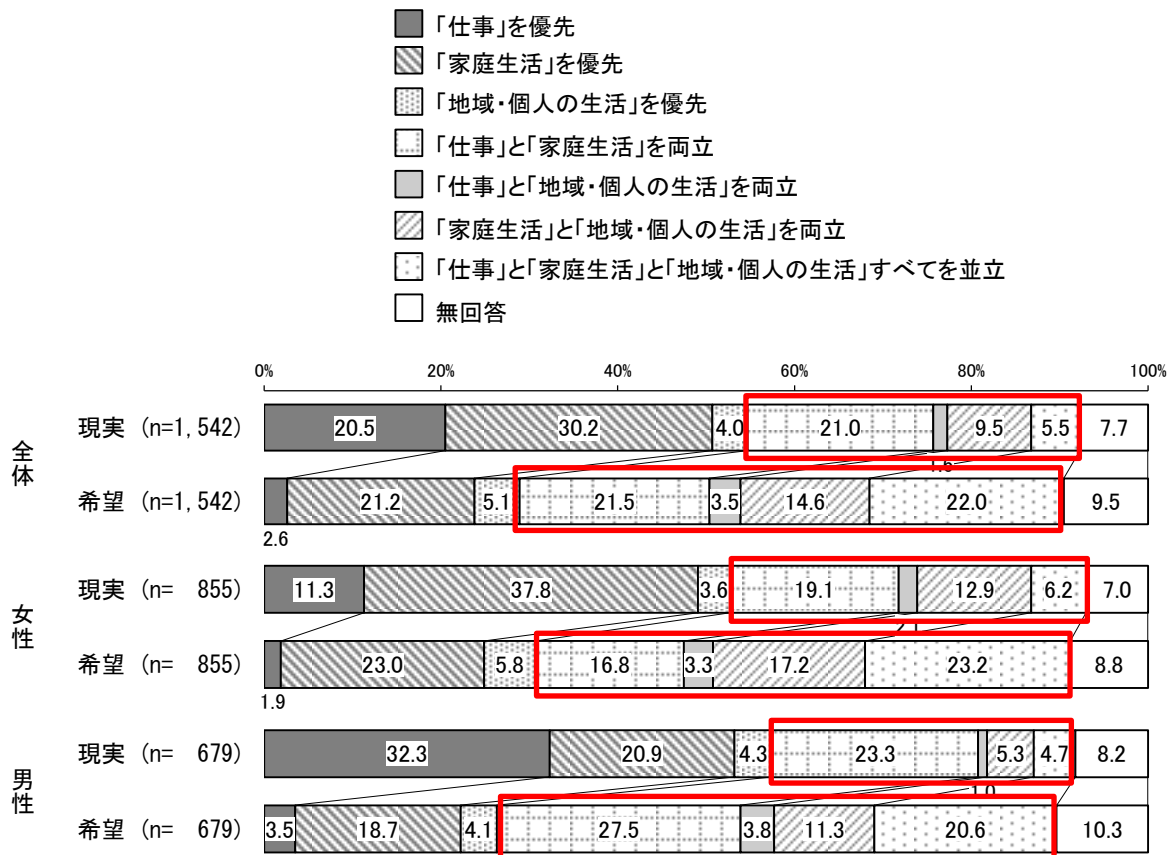
基本方向3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

計画課題（7）男性にとっての男女共同参画の推進

【現状と課題】

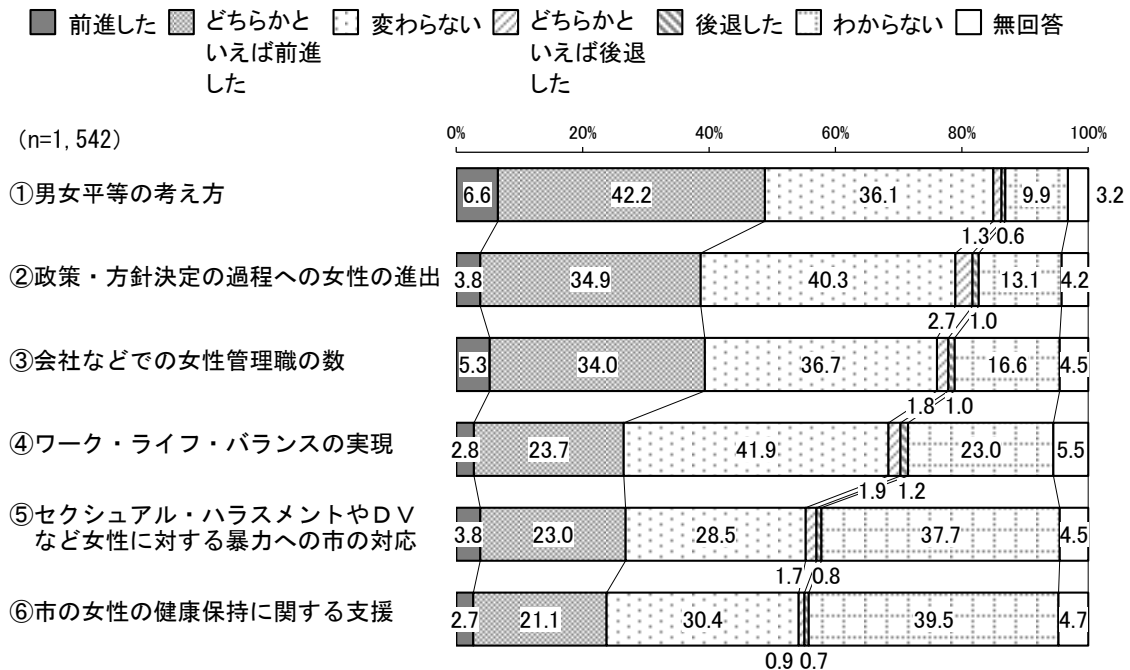
- 「市民意識・実態調査」では、「仕事」「家庭生活」「地域・個人生活」の関わり方で、希望では複数のことを両立させたいと思う人が多いのに対して、現実では女性は「家庭生活」を優先している人が多く、男性では「仕事」を優先している人が多くなっています。男女とも希望と現実にはギャップがみられています。
- 男性では、「仕事」と「家庭生活」を両立、または「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人生活」のすべてを並立させたいと思う人は半数近いですが、現実にはできている人は少なくなっています。
- また、この5年間の男女共同参画の変化で、「ワーク・ライフ・バランスの実現」については、前進したと思う人よりも変わらないと思う人の方が多くなっています。
- 男性が、家事・育児・介護に積極的に関わることは、パートナーとお互いの苦労も喜びも分かち合うことにつながり、家族のコミュニケーションを良好にします。また、子育ては子どもの成長とともに親自身も成長する機会を与えてくれます。
- 仕事の生産性を高めつつ男女が共に働き、かつ家庭の責任も果たすワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められています。

図 性別「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方



資料: 宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

図 この5年間の男女共同参画の変化



資料: 宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

推進施策⑩家事・育児・介護等の男女共同参画推進に向けた男性対象の学習機会の提供

具体的施策	担当課	番号
家庭内での男女共同参画を推進するため、男性を対象とした講座を実施します	男女共同参画課	37
健康教室、食生活改善推進委員(若葉の会)などに、男性の参加を促し、食生活や運動について普及啓発します	健康生きがい課	38
男性を対象とした料理教室を実施し、男性の生活的自立を促進します	人権啓発課	39
妊娠・産後支援事業「パパ出番ですよ」「赤ちゃんのお世話体験」で父親としての心構えや育児に関する学習機会を提供します	保健推進課	40
家族介護者教室、認知症家族支援プログラム、OB 会などへの男性の参加を促進し、男性介護者の負担軽減と介護者同士の交流機会を提供します	健康生きがい課	41

推進施策⑪男性のための相談の充実

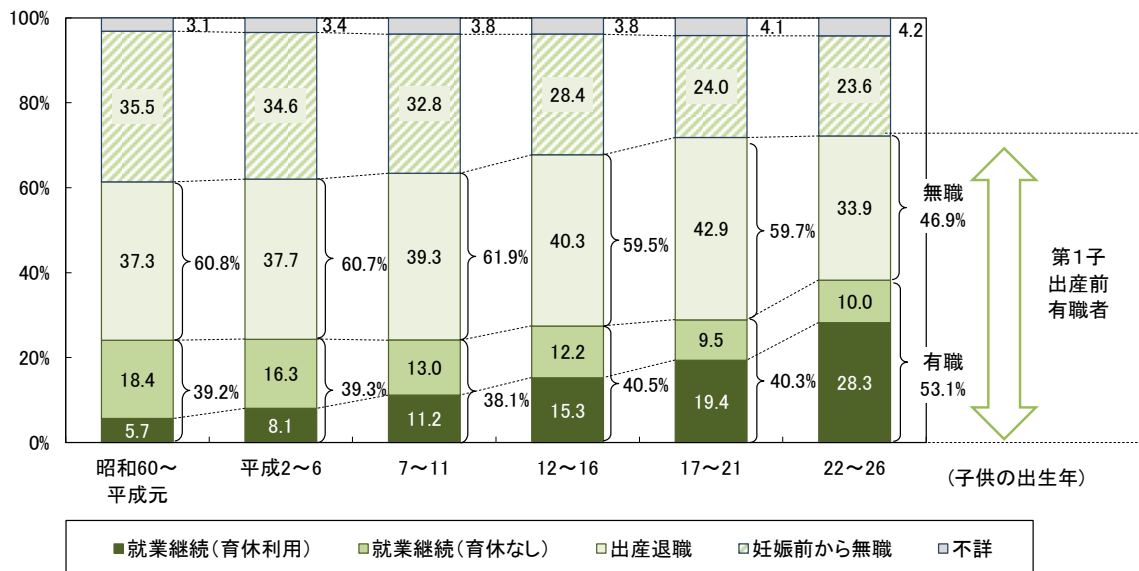
具体的施策	担当課	番号
「男性のための電話相談」等男性の相談できる窓口の周知拡大を図り、相談しやすい相談体制を整備します	男女共同参画課 人権啓発課	4 再掲

計画課題（8）仕事と育児・介護等との両立支援

【現状と課題】

- 子ども・子育て支援新制度による様々な子育て支援施策の充実や、国の幼児教育・保育の無償化などを背景に、子育て期の女性の就労意欲は一層高まっており、出産後も継続して働き続ける女性の割合も増加しています。
- 「事業所調査」では、事業所が従業員の両立支援を進めることにより期待できる効果は一定認識されているものの、男性で育児休業を取得する人は、ごくわずかです。その背景には、男性が育児休業を取得しづらい職場の雰囲気があることも指摘されています。
- 介護についてみると、国民生活基礎調査（令和元年）によると、同居の主な介護者の性別では、男性が35.0%となっています。男性の生涯未婚率（50歳時の未婚率）が上昇（23.4%：平成27年国勢調査）し、親と同居を続け、親の介護に直面して仕事との両立に悩むケースが増加しているなどの背景があります。
- 晩婚化、晩産化の進展に伴い、育児と介護の負担が同時にかかる「ダブルケア」も顕在化しています。
- 育児、介護等と仕事との両立は、男女共通の問題となっており、地域における子育てや介護の基盤整備を進めるとともに、育児・介護休業の取得促進、事業所に対する両立支援対策や長時間労働是正の働きかけなど、男女共に仕事と生活の調和が実現できる取組が必要です。

図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴(全国)



(注) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。

3. 出産前後の就業経歴

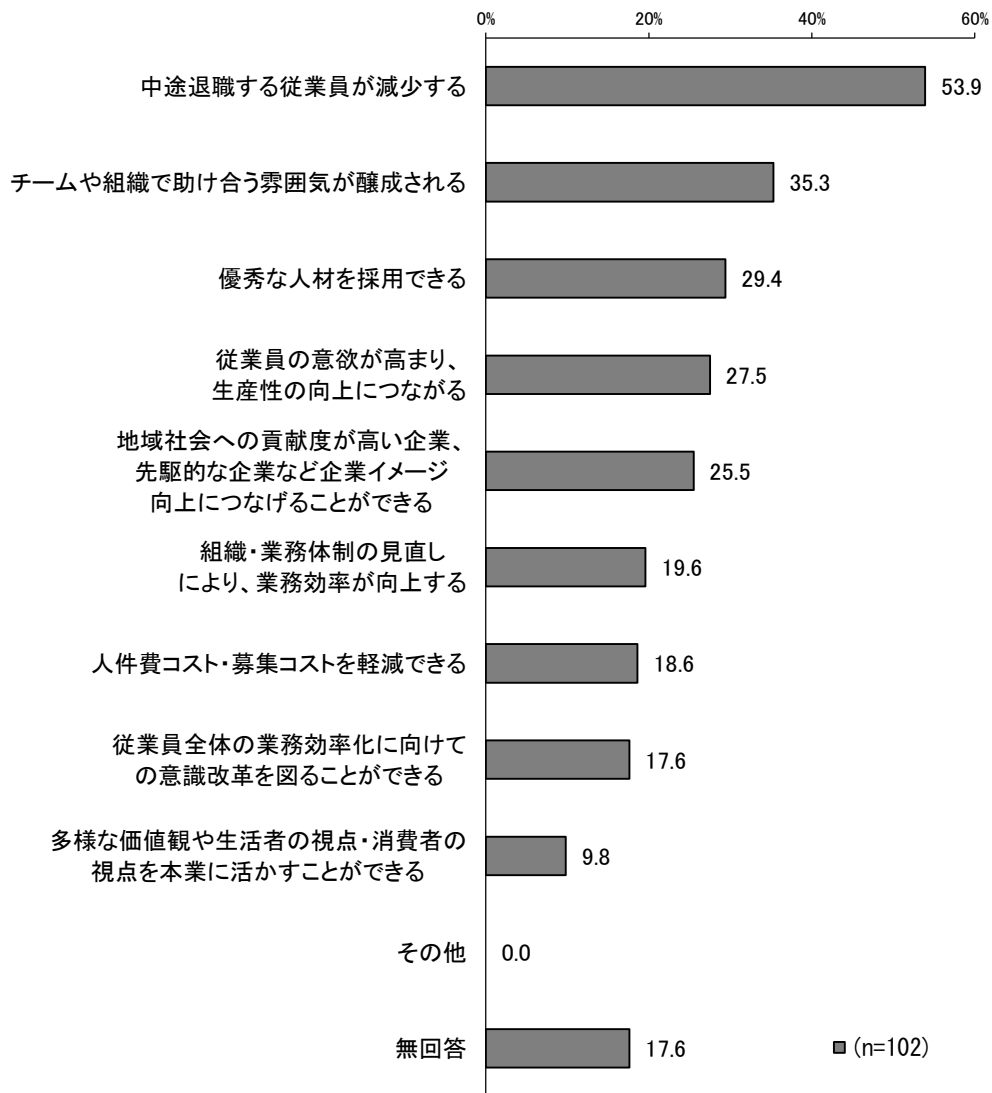
就業継続(育休利用)－妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
就業継続(育休なし)－妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業

出産退職－妊娠判明時就業～子供1歳時無職

妊娠前から無職－妊娠判明時無職

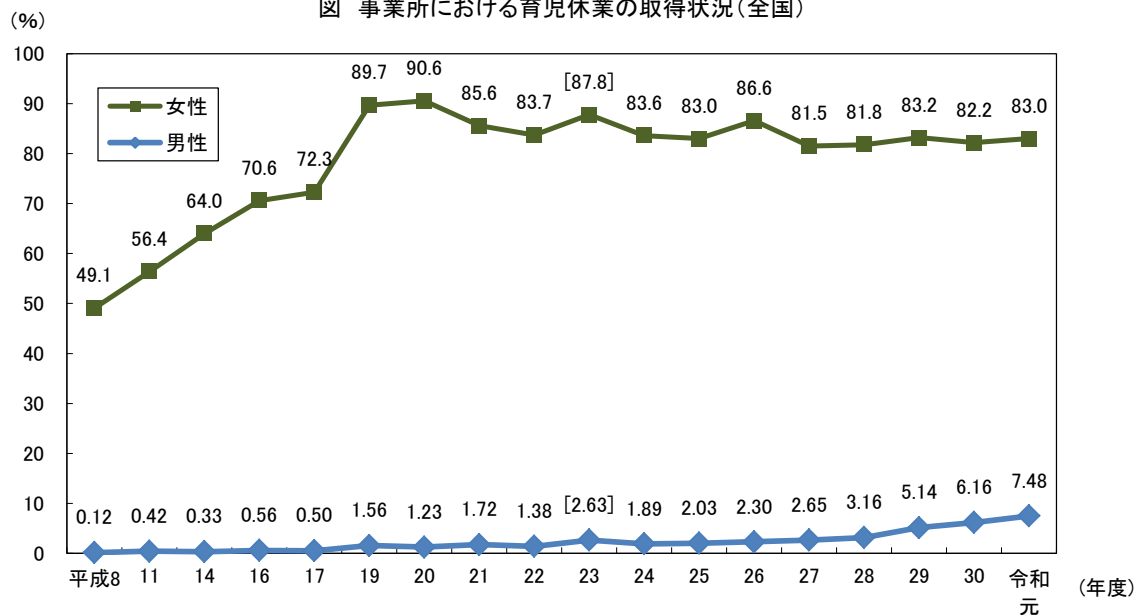
資料:内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」2019年度(令和元年度)版

図 両立支援を進めることにより期待できる効果



資料: 宇治市「事業所調査」(令和2年)

図 事業所における育児休業の取得状況(全国)



(注)平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果
資料: 厚生労働省「雇用均等基本調査」

推進施策⑱ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識啓発

具体的施策	担当課	番号
情報誌、市ホームページ等多様な媒体を活用してワーク・ライフ・バランスについての啓発を推進します	男女共同参画課	42
先進的な取組等を実施している市内企業の情報を発信します	男女共同参画課 産業振興課	43

推進施策⑲仕事と育児の両立を可能にする環境整備

具体的施策	担当課	番号
延長保育、一時保育、病児保育等の働く男女の仕事と育児の両立のための多様なニーズに対応した保育サービスを実施します	保育支援課	44
柔軟な保育施設の運営等により待機児童の解消を図ります	保育支援課	45
働く男女の仕事と育児の両立のための児童の放課後対策を充実します	こども福祉課	46
地域と協働して、放課後や土曜日の子どもの居場所づくりを推進します	教育支援課	47
市民の相互援助活動としてファミリー・サポート・センターを充実します	こども福祉課	48

推進施策⑳仕事と介護の両立を可能にする環境整備

具体的施策	担当課	番号
総合相談事業等で介護者の相談支援を行う地域包括支援センター ²⁴ の機能強化を図ります	健康生きがい課	49
高齢者に対する生活支援サービス事業を充実して家族の負担軽減を図ります	健康生きがい課	50
介護サービス基盤の整備を行い、適切な介護サービスを提供し、家族の介護を抱えている負担軽減を図り、介護離職を防止します	介護保険課	51

²⁴ 地域包括支援センター：保健・福祉・介護の専門職を配置して、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設です。

推進施策②①職場における両立支援の促進

具体的施策	担当課	番号
育児・介護休業法の改正情報の周知・広報を行います	産業振興課	52
次世代育成支援推進法 ²⁵ に基づく一般事業主行動計画の策定や両立支援助成金活用制度の周知・広報を行います	産業振興課	53
国・京都府の両立支援推進企業認証制度 ²⁶ の周知・広報を行います	産業振興課	54
男性の育児休業取得率の目標を掲げて、積極的な取得促進に努めます	人事課	55
男性職員向けの説明会「育児パパセミナー」の計画的実施や「男性職員のための育児参加ハンドブック」の活用などにより、男性職員が育児休業を取得しやすい職場意識の醸成を図ります	人事課	56
市職員の時間外勤務時間の縮減、年次休暇取得日数の増加の取組を推進します	人事課	57
ファミリーサポート休暇の取得を推進し、男性職員の育児参加を促進します	人事課	58

²⁵ 次世代育成支援推進法 : 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる法律です。平成17年（2005年）4月に施行され、平成26年度（2014年度）末までの時限立法でしたが、法改正により、令和6年度（2024年度）末までに延長され、一般事業主行動計画の策定義務の延長、新たな認定制度「プラチナくるみん認定」の創設が行われました。

²⁶ 両立支援推進企業認証制度 : 従業員の仕事と育児・介護等の両立支援に取り組む企業を認証する制度のことです。国では、「子育てサポート企業」として認定する「くるみんマーク」、京都府では、ワーク・ライフ・バランスに取り組む方針を宣言し、認証基準を満たす従業員300人以下の府内事業所を認証する「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証」があります。

基本方向 4 安全・安心な暮らしの実現

計画課題（9）女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

- 女性に対する暴力では、DVやデートDV²⁷、セクシュアル・ハラスメント、ストーーカー行為などのほかに最近では、若年女性が被害にあうJKビジネス²⁸、AV出演強要、リベンジポルノ（私事性的画像被害）²⁹、デートレイプドラッグ³⁰などが社会問題化しています。
- 女性に対する暴力の背景には、女性の人権の軽視や性に基づく固定的な役割意識、社会的・経済的な男性の優位性など、社会の中で男女のおかれた状況が影響していることから、社会的な問題として、解決に取り組まなければなりません。
- 性暴力・性犯罪被害者の圧倒的多数は女性であり、近年のスマートフォン、SNSの普及により、その被害は多様化、低年齢化する傾向です。
- デートDV等若い女性に対する暴力の被害を未然に防止するためには、大人が女性に対する暴力を正しく認識するとともに若い世代からの予防教育が必要です。

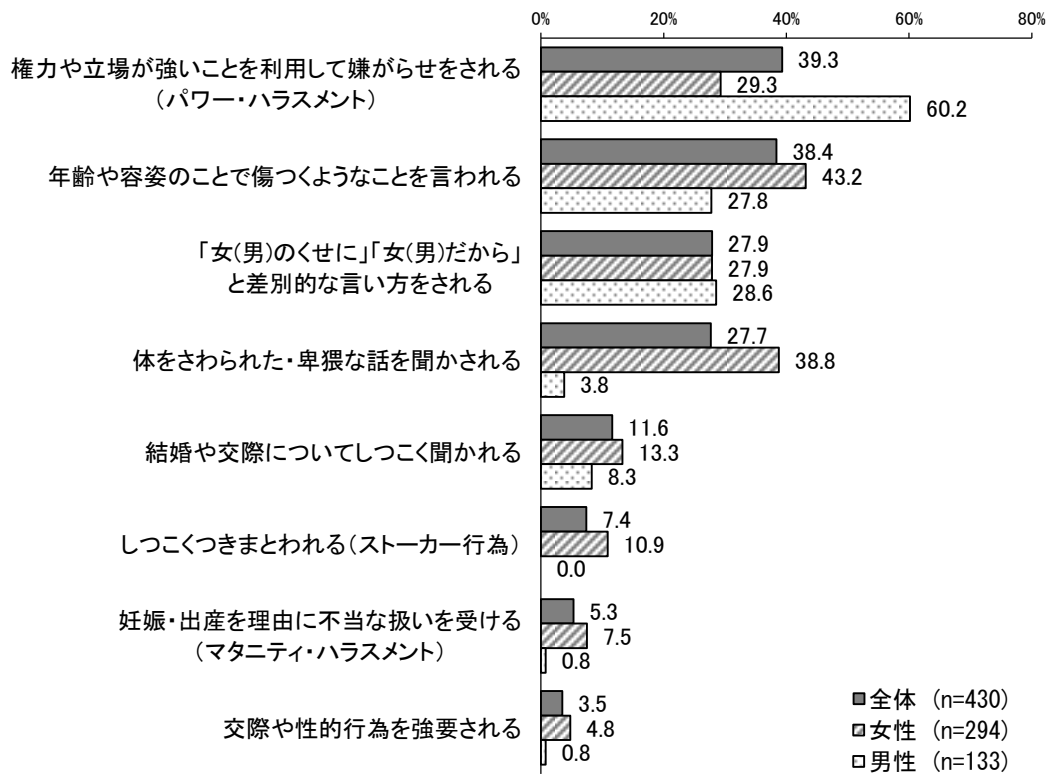
²⁷ デートDV : 恋人間の暴力のことをいいます。

²⁸ JKビジネス : 主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものです。

²⁹ リベンジポルノ（私事的画像被害） : 離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことの仕返しに、相手の私的な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことです。

³⁰ デートレイプドラッグ : デートや飲み会ですすめられた飲み物に薬が混入されており、体が動かなくなったり、意識を失ったところで性暴力にあう被害のことです。

図 性別 ハラスメントを受けた経験



資料: 宇治市「市民意識・実態調査」(令和2年)

推進施策②性に基づくあらゆる暴力を許さない社会意識の浸透

具体的施策	担当課	番号
女性に対する暴力をなくす運動期間に、児童虐待防止推進月間と協働して、「オレンジリボン・パープルリボンキャンペーン」啓発とセミナーを実施します	男女共同参画課 こども福祉課	59
市広報紙、情報誌、ホームページ等多様な媒体を活用したDV防止等啓発を推進します	男女共同参画課	60
若者を対象にデートDVやJKビジネス、AV出演強要被害を予防するための啓発を行います	男女共同参画課	61

推進施策③女性に対するハラスメント防止の強化

具体的施策	担当課	番号
女性相談等においてハラスメント被害の相談支援を行います	男女共同参画課	62

計画課題（10）配偶者等に対する暴力の根絶

【宇治市DV対策基本計画】

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や社会環境の変化等は、様々な生活不安やストレスの要因となり、DV等の深刻化が懸念されています。
- 虐待やDVを受けた被害者は、暴力の影響で自己肯定感や自尊感情が低下し、人間関係や仕事のうえで困難を抱えることが多いという実態があり、その影響は長期間に及ぶことから継続的なカウンセリングなどの心のケアが必要となります。
- DVの被害者は、多くの場合女性ですが、男性が被害者となるケースは年々増加しており、男性が相談しやすい相談体制が求められています。また、被害者への支援に加えて加害者への対応も検討する必要があります。
- DV被害者支援の活動をしている団体から、被害者または加害者がDVのある家庭で育つなど、暴力の連鎖が背景にあるケースが増えて、問題が複雑化している傾向であるという声も聞かれています。
- 被害者支援としては、相談対応や被害者保護からさらに踏み込んだ自立支援の取組まで庁内一体となって、DV対策ネットワーク会議の参画団体との連携強化するなど、一層の支援体制の強化が必要です。

表 警察における刑法犯認知件数・相談件数(被害者の状況)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
強姦性交等	認知件数	1,167	989	1,109	1,307	1,405
	うち女性	1,167	989	1,094	1,251	1,355
	女性割合	100.0	100.0	98.6	95.7	96.4
強制わいせつ	認知件数	6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
	うち女性	6,596	5,941	5,610	5,152	4,761
	女性割合	97.6	96.0	96.6	96.5	97.2
公然わいせつ	認知件数	1,138	962	825	788	746
	うち女性	1,039	883	750	697	647
	女性割合	91.3	91.8	90.9	88.5	86.7
略取誘拐・人身売買	認知件数	191	228	239	304	293
	うち女性	144	188	203	247	245
	女性割合	75.4	82.5	84.9	81.3	83.6
配偶者からの暴力	相談件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207
	うち女性	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392
	女性割合	88.0	85.0	82.8	79.4	78.3
ストーカー	相談件数	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912
	うち女性	19,627	20,180	20,381	18,949	18,403
	女性割合	89.3	88.8	88.3	87.9	88.0
私事性的画像被害	相談件数	1,143	1,063	1,243	1,347	1,479
	うち女性	1,041	979	1,138	1,257	1,382
	女性割合	91.1	92.1	91.6	93.3	93.4

資料:警察庁統計資料

推進施策②④相談体制と被害者支援の充実

具体的施策	担当課	番号
相談カード等を作成し、市内各所に設置するほか、様々な機会と媒体を活用して相談窓口の周知に努めます	男女共同参画課 人権啓発課 総務課	63
相談コーディネーターを設置し、相談内容に応じて同行支援や関係課、関係機関との連携等による被害者支援を充実します	男女共同参画課	64
住民基本台帳事務における被害者情報保護を徹底します	市民課	65

推進施策②⑤関係機関等との連携強化

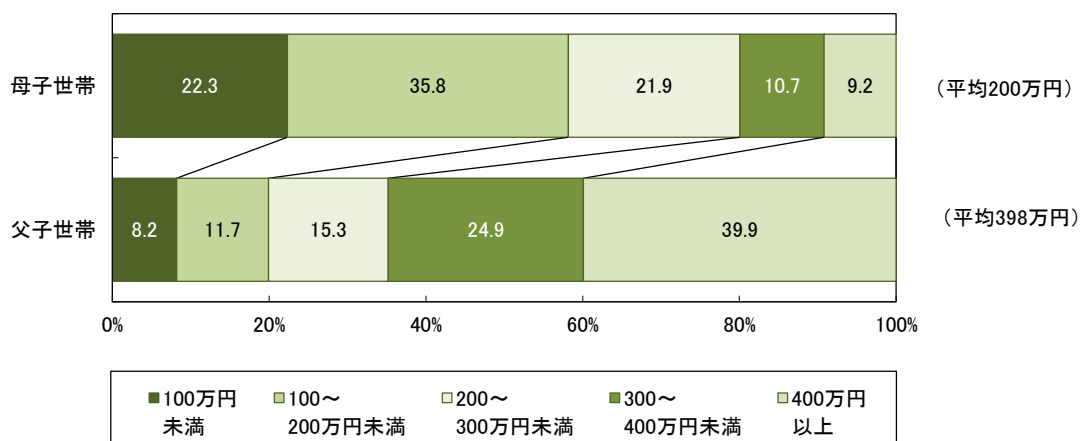
具体的施策	担当課	番号
DV対策ネットワーク会議で、関係機関等とDV相談があった場合の連携支援について意見交換を行い、連携して被害者支援を実施します	男女共同参画課 (DV対策ネットワーク会議構成機関)	66
庁内連携を強化するために、DV対応の研修実施や府主催のDVに関する職員研修への参加促進を図ります	男女共同参画課	67
地域でDV被害者への支援活動を行う民間団体との意見交換及び連携強化に努めます	男女共同参画課	68

計画課題（11）困難な状況を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する社会づくり

【現状と課題】

- 女性は、出産や家事・育児等との両立の困難さなどから、男性に比べて非正規で働く割合が高く、男女の賃金格差は依然として大きく、貧困等の生活上の困難に陥りやすい傾向があります。
- 父子世帯と比べて就労収入が約半分である母子世帯だけでなく、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢期に達するまでの働き方や家族形態等が影響した高齢単身女性の貧困など、すべての年代の女性に貧困の問題が生じ得ます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、社会的に弱い立場にある人に対して、より深刻な影響を及ぼしていることを考慮する必要があります。
- 性的指向³¹や性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、同和問題の当事者であることなどを理由とした社会的困難を抱えている人が、固定的な性別役割分担意識や性に基づく偏見等を背景に、さらに複合的な困難を抱える場合があります。
- 様々な背景により困難な状況におかれている人が必要な支援を受けやすくするとともに、多様性を認め、人権が尊重される地域社会をつくることが求められます。

図 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）



（注）年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」2016年度（平成28年度）版

³¹ 性的指向：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするものかを表す言葉であり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛等を指します。

推進施策②⑥生活上の困難に直面した女性等への支援

具体的施策	担当課	番号
ひとり親家庭への経済・生活・就労支援制度の周知を進め、必要な支援を提供します	こども福祉課	69
ひとり親家庭の相互交流と福祉の向上を図るために、母子寡婦団体(宇治市連合母子会)への活動支援を行います	こども福祉課	70
一人ひとりのおかれた状況に応じて必要な情報の提供及び助言を行い、生活困窮者の自立の促進を図ります	生活支援課	71

推進施策②⑦高齢者、障害者、外国人、性的少数者等が安心して暮らせる地域社会づくり

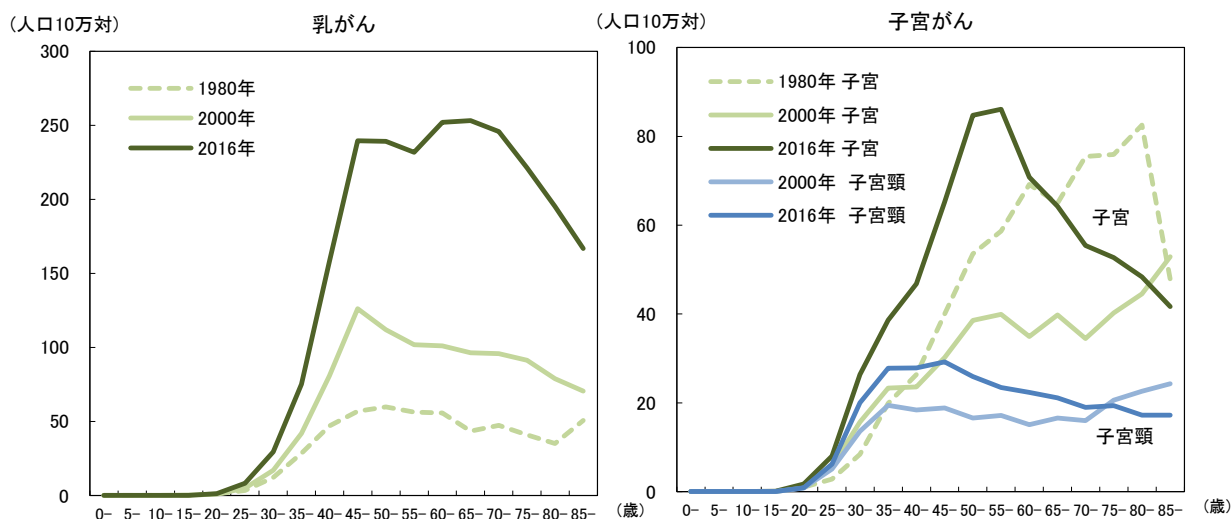
具体的施策	担当課	番号
個々の障害の状態に応じた支援ができるよう、相談支援と障害福祉サービス提供の充実に努めます	障害福祉課	72
随時、健康相談を受け付けるとともに、高齢者サロンにおける出張健康相談を実施して、必要に応じて支援を行います	健康生きがい課	73
性的指向、性自認等の多様性に関する理解を進めるとともに、性的少数者への配慮を啓発します	人権啓発課 男女共同参画課	74

計画課題（12）生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ³²（性と生殖に関する健康と権利）は、男女共に重要な視点です。とりわけ妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目であり、安心して子どもを産み育てることができるよう、職場におけるマタニティ・ハラスメントをなくし、周囲がサポートできる環境が必要です。妊婦や子育てに関する理解を促進することが求められます。
- 予期せぬ妊娠や性感染症の予防、男女の不妊治療、産後うつなどへの健康支援が必要とされています。
- 食生活や女性のライフスタイルの変化などを背景に、女性特有の疾病である子宮がん、乳がんの罹患が増加しています。一方で、男性は、生活習慣病のリスクを高める喫煙や飲酒をしている人の割合、自殺、ひきこもりの割合が女性よりも高いことが指摘されているなど、男女で異なる健康課題が存在します。
- 自殺は誰にでも起こり得る危機であるとともに、自殺に至るまでの原因は多岐にわたることから、こころの健康と自殺予防に関する啓発を推進する必要があります。
- 市民の誰もが心と体の健康について、必要な情報を得て、相談や治療方針などを選択できることや、人としての尊厳にかかわる性に関する自己決定への支援が必要とされています。

図 女性のがん罹患率(全国)



資料: 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」

³² リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：性と生殖にかかわる健康と権利のことをいいます。1994年（平成6年）の国際人口開発会議で「行動計画」が採択されました。いつ、何人くらいの子どもを持つか、持たないか、避妊、不妊、人工妊娠中絶など、性や生殖に関わる健康や権利がうたわれており、年齢、性別、婚姻状態などに関わらない個人の権利を守る概念として重要視されています。

推進施策⑳リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する普及・啓発

具体的施策	担当課	番号
情報ライブラリーに「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の関連図書等を配架し、市民の学習機会の提供、啓発を行います	男女共同参画課	75
母子保健事業を通じて情報提供と相談対応を行います	保健推進課	76

推進施策㉑発達段階に応じた性教育・健康教育の推進

具体的施策	担当課	番号
子どもの発達段階に応じた性教育の充実に努めます	学校教育課	77
小・中・高校に沐浴人形を貸出し、児童・生徒を対象とした乳児沐浴体験実習などを通じて、次代の親となる意識の醸成を行います	保健推進課	78

推進施策㉒生涯の各時期に応じた心身の健康対策の推進

具体的施策	担当課	番号
女性の健康セミナー、女性のための「こころとからだの相談」事業を実施して、こころとからだの健康の保持増進を支援します	男女共同参画課	79
健康相談を随時受け付けるほか、各種イベント時の出張健康相談の実施、食診断の実施など相談しやすい体制づくりに努めます	健康生きがい課	80
小中学校の拠点校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教員からの相談に対応します	教育支援課	81
がん検診の実施により、女性特有のがんの早期発見・早期治療につなげます 受診率向上のために、特定の対象者への受診勧奨を行い周知を強化します	健康生きがい課	82
不妊治療及び不育治療に対する経済的負担の軽減を図ります	保健推進課	83
妊娠・出産から子育て期まで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター事業を充実します	保健推進課	84
自殺予防に関する啓発を推進するとともにゲートキーパーの養成を強化します	地域福祉課	85

基本方向 5 協働による男女生き生きまちづくり の推進

計画課題（13）地域防災における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 近年、大規模災害の頻発により、防災・災害対策への関心が高まっていますが、自然災害による被害は、それを受け止める社会のあり方等の社会要因により、その被害の内容や大きさが決まると言われています。
- 大規模災害の発生は、とりわけ女性や子どものほか、社会的弱者と考えられる人がより大きな影響を受けると考えられるため、社会要因による困難を最小限にする取組が必要です。
- 2008年（平成10年）に本市で発足した女性消防団「あさぎり分団」は市内各地で、救命救急講習を実施し、力の弱い女性でもできる応急処置をわかりやすく指導し、地域の女性が主体的に防災・減災活動への参加を進めています。また幼児向けのパネルシアターを自作し、子どもにも自分の身の守る方法を伝えています。
- 本市では、自主防災活動に積極的に取り組む住民活動が行われています。平時からの顔の見える関係づくりが、災害時には誰もが臨機応変に対応でき、助け合える地域の減災活動につながります。
- こうした活動が一部の地域にとどまらず、市全体に広がることが望めます。さらに、女性や子どものほか、多様な状況にある地域住民の視点に立って誰もが安心できる避難所にできるよう、実際に避難所を開設することになったときに落ち着いて対応できるよう、日頃から準備しておく必要があります。
- また、過去の災害時には、女性に対する性暴力被害が起こっています。そうした事実を知り、災害時の性暴力を防止する取組も必要です。

推進施策③①男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

具体的施策	担当課	番号
宇治市防災会議 ³³ 委員の女性割合の増加を推進します	危機管理室	86
宇治市災害ボランティアセンター ³⁴ の活動を支援します	地域福祉課	87
防災講座等を通じて男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進を図ります	危機管理室 男女共同参画課	88

推進施策③②男女共同参画の視点に立った災害時の対応の推進

具体的施策	担当課	番号
避難所運営の担当職員として地区班に女性職員を配置します	危機管理室	89
男女共同参画の視点に立った避難所運営が実施できるよう、避難所運営を想定した訓練を行います	危機管理室	90

³³ 防災会議

：災害対策基本法に基づき設置される会議です。地域防災計画を策定、推進するほかに、市の地域防災に関する重要事項を審議します。

³⁴ 宇治市災害ボランティアセンター

：宇治市社会福祉協議会が設置している、災害時における被災者支援活動はもとより、平常時においても「災害時に強いまちづくり」をめざして活動する常設型のセンターです。災害時において必要とされる「災害ボランティア活動」をコーディネートします。平常時は「日ごろからの顔の見える関係づくり」をめざして、災害ボランティアセンターの訓練や研修会などを企画しています。

計画課題（14）市民等との協働の推進

【現状と課題】

- 誰もが暮らしやすいまちづくりには、市民にとって身近な暮らしの場である、地域における活動に男女が対等な立場で協力し合う、男女共同参画の視点が必要です。
- 自治会活動や育友会・PTA、まちづくり活動、ボランティアや地域福祉、文化・スポーツ活動などの多様な地域活動が活性化し、男女共同参画の視点で活動が行われることで、地域に根差した男女共同参画社会の実現につながります。
- まちづくりを担う市民、地域組織、市民活動団体、事業者及び行政が、様々な形で協働することにより、市民の立場に立ったきめ細かな公共サービスの実施やまちづくりへの関心、参画意識が高まり、行政がより身近なものになります。相乗的に地域コミュニティが活性化することにより、暮らしやすいまちづくりにつながります。

推進施策③男女共同参画のまちづくりに向けた市民活動の促進

具体的施策	担当課	番号
各種イベントや人権講座の開催を通じて、男女共同参画の学習機会を提供します	男女共同参画課 人権啓発課	91
市内の団体等からの依頼に応じて女性問題アドバイザー ³⁵ を派遣し、男女共同参画に関する学習を支援します	男女共同参画課	92

推進施策④市民等との連携・協働事業の推進

具体的施策	担当課	番号
男女共同参画支援センター関係団体への参加を促進し、団体間の交流・連携を推進します	男女共同参画課	93
宇治市女性の会連絡協議会の活動を支援します	生涯学習課	94
市民参画による実行委員会形式の各種文化事業の実施を推進します	文化スポーツ課	95
町内会・自治会等地域の主体的な取組を支援します	自治振興課	96
市民等と協働による実行委員会形式であさぎりフェスティバルを実施します	男女共同参画課	97
市民団体やグループ、事業所等が企画して実施する男女共同参画のための事業を支援する市民企画事業を実施します	男女共同参画課	98

³⁵ 女性問題アドバイザー：宇治市が設置している男女共同参画や女性問題全般に関するアドバイザーで、市内で活動している自治会・町内会、事業所、学校、団体の要請にもとづき、男女共同参画に関する学習会等の講師として派遣しています。

第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

①宇治市男女共同参画施策推進会議（以下、「推進会議」という。）

副市長を委員長として、市長公室長、危機管理監、各部長、理事、議会事務局長、消防長で構成し、本計画の推進に関する総合調整を行います。

②宇治市男女共同参画施策推進会議幹事会

男女共同参画課長を座長として、関係課長等で構成し、本計画の推進に関する具体的事項について検討します。

③具体的施策担当課

具体的施策ごとに所管する担当課への積極的な取組の働きかけを行うとともに協力して取組を行います。

(2) 宇治市男女共同参画審議会

本計画の推進に関する重要事項について意見を聞き、計画推進に反映します。

〈宇治市男女共同参画審議会〉

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第26条の規定に基づき設置している地方自治法第138条の4第3項に定める市長の附属機関。学識経験者や関係団体の代表及び市民代表で構成し、本市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議等を行っています。

(3) 宇治市男女共同参画支援センター

JR宇治駅前市民交流プラザ（ゆめりあ うじ）に設置している「宇治市男女共同参画支援センター」において、本計画に定める施策を具体的施策担当課の取組と併せて推進するとともに、当センターを男女共同参画のための市民活動・市民交流の拠点として一層の活用を図ります。

(4) 計画の周知

本計画を広く周知し、男女共同参画の推進に関する市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

2. 計画の進捗管理・評価・公表

(1) 数値目標等の設定

本計画を実効性のあるアクションプラン（行動計画）とするため、できる限り具体的な目標値または指標値を設定します。とりわけ、本市における女性職員の管理監督者への登用、本市が設置する審議会等の委員の構成については、国の目標値を踏まえながら段階的に目標値を設定し、積極的に男女の均等を図るよう努めます。

(2) 進捗管理・評価

本計画は、推進会議において計画的に進捗管理を行うこととし、数値目標に設定した項目については可能な限り毎年度、数値を把握し、施策の進捗状況の評価を行います。また、施策の実施状況を取りまとめ、宇治市男女共同参画審議会の意見を聞きながら、以後の施策に適正に反映させるよう努めます。

(3) 実施状況の公表

「宇治市男女生き生きまちづくり条例」第18条の規定に基づき、本計画に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、市のホームページ等において公表します。

3. 市民等との連携・協働の推進

(1) 関係機関・団体等との連携

本計画を効果的に推進するため、国・京都府の機関や近隣市町村及び関係団体等と緊密な連携を図ります。とりわけDV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能を有する「京都府家庭支援総合センター」及び京都府宇治児童相談所内の「京都府南部家庭支援センター」をはじめ、京都弁護士会、宇治久世医師会、宇治警察署等の専門機関と宇治市DV対策ネットワーク会議を通じ、より連携を強化します。

(2) 市民等との協働

本計画の推進にあたっては、市民等が行う男女共同参画のための活動の一層の促進が重要であることから、本市と市民等との協働を積極的に推進します。

4. 計画の推進にかかる目標値

基本方向 1 多様な選択を可能にする男女共同参画意識の浸透

項目	第 4 次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
「男女共同参画社会」という言葉の認識度 ※1	60.4%	71.8%	80%
「ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）」という言葉の認識度 ※1	41.7%	67.3%	80%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する割合 ※1	44.7%	52.7%	60%

基本方向 2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

項目	第 4 次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
ハラスメントに対する対策を講じている事業所の割合（就業規則等での明示及び相談窓口の設置） ※1	26.4%	15.4%	30%
本市審議会等における女性委員の登用割合 ※2	28.6%	28.6%	40%
女性委員がいない本市審議会等（女性委員がいない本市審議会等の数/本市審議会等の数） ※2	14/88	11/94	0

事業所のハラスメント対策は、第 4 次計画策定時是何らかの対策をしている事業所の割合で、R2 は就業規則等での明示と相談窓口の設置のどちらも実施している事業所の割合としている

基本方向 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

項目	第 4 次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認識度 ※1	54.5%	60.5%	70%
育児を支援する対策を講じている事業所の割合 ※1	52.8%	57.8%	70%
介護を支援する対策を講じている事業所の割合 ※1	35.8%	46.0%	60%

基本方向 4 安全・安心な暮らしの実現

項目	第 4 次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
男女共同参画支援センター（ゆめりあうじ） 女性のための相談窓口の認知度 ※1	26.8%	18.4%	30%
「デートDV」という言葉の認知度 ※1	－	27.4%	40%

デートDVの認知度の現状値についてはH26 内閣府調査による。

基本方向 5 協働による男女生き生きまちづくりの推進

項目	第 4 次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
地域活動へ参加したことがある人の割合 ※1	66.8%	70.3%	80%

宇治市役所での取組

項目	第 4 次計画策定時 (2015・H27)	現状値 (2020・R2)	目標値・指標値 (2025・R7)
本市管理監督者への女性職員の登用割合 ※2	20.2%	22.1%	25%
本市男性職員の育児休業取得率（取得者数/ 対象者数）※2	4.0%	11.1%	30%

※1 は、指標値で、市民意識実態調査・事業所調査により把握する数値です。

指標値は、現状の数値に 10%を加算し、1 の位を四捨五入した数値としています。また、第 4 次計画策定時より現状値が下がっているものは、指標値を前回（R2）のままとしています。

※2 は、目標値で、庁内関係課への進捗状況調査により毎年把握する数値です。

目標値は、本市の状況や本市の他の計画の目標値等を踏まえて設定しています。国や府の動向を踏まえ、変更することがあります。

以下の項目については、市民意識実態調査等により今後も動向を把握します。

- ・ 社会通念・慣習で男女平等と感じている人の割合
- ・ 学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合
- ・ 職場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合
- ・ 政策方針の立案・決定において女性の意見が反映されていると思う人の割合
- ・ 地域において男女の地位が平等になっていると思う人の割合
- ・ DVを経験したことのある人の割合
- ・ ハラスメントを経験したことのある人の割合 等

参考資料

用語索引

〔あ 行〕

・UJI あさぎりフェスティバル	12
・宇治市災害ボランティアセンター	53
・SDGs（Sustainable Development Goals）	1
・M字カーブ	15
・エンパワーメント	20
・オレンジリボン運動	11

〔か 行〕

・京の農林女子ネットワーク	31
・京力農場プラン	31
・ここからチャレンジ相談事業	35
・ここからチャレンジ相談事業（起業カフェ）	36
・固定的性別役割分担意識	10

〔さ 行〕

・JKビジネス	44
・ジェンダー	7
・次世代育成支援推進法	43
・女性のための相談	11
・女性問題アドバイザー	54
・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	32
・性的指向	48

〔た 行〕

・男性のための電話相談	18
・地域包括支援センター	42
・DV（Domestic Violence）	2
・デートDV	44
・デートレイプドラッグ	44

〔は 行〕

・パープルリボン運動	11
・防災会議	53
・ポジティブ・アクション	7

59

〔ま 行〕

・ マタニティ・ハラスメント	29
・ 紫式部文学賞・市民文化賞	36
・ メディア・リテラシー	24

〔ら 行〕

・ リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ	50
・ リベンジポルノ（私事的画像被害）	44
・ リモートワーク	35
・ 両立支援推進企業認証制度	43
・ ローカルビジネス	21

〔わ 行〕

・ ワーク・ライフ・バランス	8
----------------------	---